

〈資料編〉

資料1:「民間事業者の活用の見直し

・改善に関する意見交換」(2010年4月26日)

総務省政策統括官(統計基準担当) 御中

(「民間事業者の活用の見直し・改善に関する意見交換」資料)

**「公的統計への対応に向けた民間事業者
(JMRA)の取組みと活用に関する問題提起」**

2010年4月26日
(社)日本マーケティング・リサーチ協会(JMRA)
公的統計基盤整備委員会

Japan Marketing Research Association

目次

- I. JMRAの概要
- II. 「公的統計基盤整備委員会」の取組み
- III. 民間事業者を活用した公的統計市場の
概要とJMRAの受注実績
- IV. 公的統計における民間事業者の活用に関
する問題提起

I. JMRAの概要 (協会HP <http://www.jmra-net.or.jp/>)

名 称	社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会
(英文名)	Japan Marketing Research Association(略称:JMRA)
事 務 所	〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-9-9 石川LKビル2階
電 話	03-3256-3101 F A X 03-3256-3105
役 員	会長 田下 憲雄 副会長 木戸 茂 専務理事 鈴木 稲博
事 務 局	事務局長 立石 憲彰
設 立	1975年2月14日
社団法人化	1986年7月1日
会 員 数	正会員149社、賛助法人88社、賛助個人112名 (2010年4月1日現在)
市場規模	1,766億円(2008年度 日本の市場調査業界 市場規模 JMRA第34回経営動向調査より)

1) 事業目的

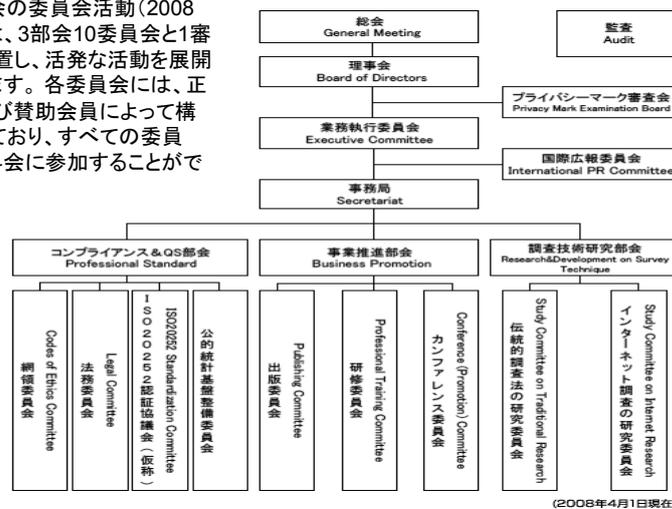
マーケティング・リサーチ倫理の確立と
マーケティング・リサーチ綱領の普及、啓発
及び人材の育成等を行うことにより、マーケ
ティング・リサーチの健全な発展を図り、
もって我が国経済の発展と国民生活の向
上に寄与すること。

2) 事業内容

- マーケティング・リサーチ倫理の確立及びマーケティング・リサーチ綱領の普及、啓発
- マーケティング・リサーチに関する人材の育成
- マーケティング・リサーチに関する調査及び研究
- マーケティング・リサーチに関する技術の向上及び普及
- マーケティング・リサーチに関する苦情の処理
- マーケティング・リサーチに関する内外関係機関等との交流及び協力
- その他、本会の目的を達成するために必要な事業

3) JMRA組織図

当協会の委員会活動(2008年～)は、3部会10委員会と1審査会設置し、活発な活動を展開しています。各委員会には、正会員及び賛助会員によって構成されており、すべての委員会・分科会に参加することができます。

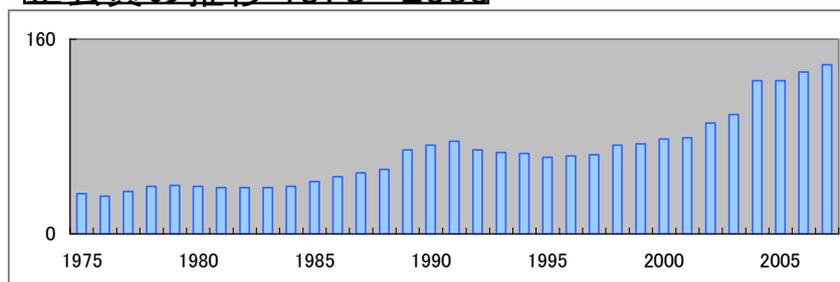


(2008年4月1日現在)

4) JMRA の会員 (20100401現在)

●正会員	: 149 社
●賛助会員(法人)	: 88 社
●賛助会員(個人)	: 112名
合計	: 237 社
	: 5,000 リサーチャー&マーケッター

正会員の推移 1975 - 2009



5) ISO20252の取り組み

- ・正式名称: ISO20252(市場・世論・社会調査一用語及びサービス要求事項)
- ・2006年5月にISO(国際標準化機構)で制定された国際規格です。
- ・ISO20252はリサーチビジネスのグローバル化を背景に、国際的品質基準の諸原則を市場・世論・社会調査に適用すること、並びに他のすでに利用可能な国別基準との調和を図ることを目的に開発されたものです。
- ・JMRAが主体となり、ISO20252認証協議会(官・学・民)を立ち上げ、2009年12月「ISO20252(市場・世論・社会調査-用語及びサービス要求事項)」構築が成り、ようやく、日本においても、第三者認証を行うことができる段階になりました。2010年6月を目途に認証取得に向けて準備を進めております。

Ⅱ. 「公的統計基盤整備委員会」の取組み

Ⅱ-1. 民間事業者の活用に関するJMRAの基本的な認識

- 統計実施部局は、信頼できる民間事業者を担当してもらいたい
 - 民間事業者は、信頼される、期待に応えられる事業者を目指さなければならない
 - 統計実施部局と民間事業者との間で、「不幸なミスマッチ」があってはならない
 - 民間事業者は一律ではない。JMRA、シンクタンク、その他民間、団体など多様
 - どちらかの側が一方的に利する、得する関係性ではなく、Win-Winの関係、イコールパートナーでなければ、良好な関係は持続しないし、安定しない
 - 持続的、安定的に信頼を確保するためにも、応分のコスト負担は必要
- <参考資料> <http://www5.cao.go.jp/koukyo/kanmin/tokei/2010/0209/0209.html>
2010年2月9日、内閣府官民競争入札等監理委員会統計調査分科会との意見交換会
「公的統計への対応に向けた民間事業者(JMRA)の取組みと提案」

Ⅱ-2. 「公的統計基盤整備委員会」とは

- ・設立年月 2008年4月、(社)日本マーケティング・リサーチ協会内に設置
- ・設立目的 公的統計に対応できる民間事業者の体制整備、基盤整備に取り組む
- ・参加企業 会員社24社、オブザーバー1社(他の業態)
- ・活動内容 定例委員会(毎月一回)、講演会・意見交換会、小委員会、関係機関とのコンタクト、統計委員会等の傍聴、パブリックコメントの提出、年次レポートの作成
- ・組織体制 全体会議、幹事会、小委員会

Ⅱ-3. 「公的統計市場に関する年次レポート2008」

- ・2008年度公的統計市場に関する年次レポート(pdf)
<http://www.jmra-net.or.jp/pdf/document/notice/nenji090615.pdf>
- ・「まとめ」と「提言」
- ・委員会の活動報告
- ・各小委員会の活動報告(①「社員、調査員の能力・技術研修検討」
②「品質確保の課題検討」③「応札業務に関する諸問題検討」)
- ・資料編(検討素材比較対照表-①「家計消費状況調査」(総務省)
②「サービス産業動向調査」(総務省)③「社会福祉施設等調査
及び介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省)。
- ・統計委員会「中間報告」に対する意見書
- ・別添資料(「調査機関の調査員並びに官公庁からの受注調査に関する実態調査報告書」)

Ⅱ-4. 2009年度の「公的統計基盤整備委員会」の取組み

- ・参加企業 会員社24社、オブザーバー1社(他の業態)
- ・活動内容 定例委員会(毎月一回)、講演会・意見交換会、
小委員会、関係機関とのコンタクト、統計委員会、官民競争
入札等監理委員会等の傍聴、パブリックコメントの提出、
会員社アンケート調査、年次レポートの作成
- ・組織体制 全体会議、幹事会、小委員会
- ・小委員会
 - 1)「社員、調査員の能力・技術研修検討」小委員会
 - 2)「応札業務に関する諸問題検討」小委員会
 - 3)「民間版ガイドラインの検討」小委員会

Ⅱ－5. 講演会、意見交換会のゲストスピーカー

2009年度

第3回 2009年10月9日 廣松 毅氏(情報セキュリティ大学院教授)

「公的統計における民間開放の今後の展望

－民間事業者活用に対する期待と課題－

第4回 2009年11月13日 木下 善雄氏(経産省調査統計部)

「民間事業者を活用する統計調査の『仕様書』『評価シート』の見直しについて」

第5回 2009年12月11日 斎藤 賢太氏

(総務省政策統括官(統計基準担当)室)

「ガイドライン改定の考え方と今後のスケジュールについて」

第7回 2010年2月19日 高橋 伸一氏(内閣府公共サービス改革推進室)

「公共サービスの見直しについて －統計調査の分野はどう変わるか－」

第8回 2010年3月12日 椿 広計氏(統計数理研究所教授)

「ISO20252と公的統計における民間事業者の活用についての展望」

Ⅱ－6. JMRAの履行対応能力の現状と取組み

1) 企業として(正会員社149社 内取得社数)

① プライバシーマーク 115社

② ISO9001 10社

③ ISO20252 3社申請中、他10社準備中

④ ISMS 6社

2) 社員として

① 企業内研修

② JMRA主催のマーケティングリサーチャーの研修

③ 「統計実務基礎研修」(統計情報研究開発センター)の活用

④ 「社会調査士」など外部の資格制度の活用を検討

(注)「統計研修所」は民間人には開放されていない

Ⅱ-6. つづき

3) 調査員として

- ① 調査員を保有している会社は、44社。
- ② 全国で稼働可能な調査員は、会員社計で約21,000人
- ③ 統計調査員への加入率は20%弱、約4千人。
- ④ 調査員の資格認定制度の検討

4) 「資格認定」は応札者のアドバンテージにすることが必要

- ① 調査実施体制の中に明記する
- ② 評価項目で加点対象とする

Ⅲ. 民間事業者を活用した公的統計市場の概要と JMRAの受注実績

〈別表の参考資料参照〉

Ⅲ-1. 公的統計市場の概要(1)本数、契約金額(百万円)

	2008年度	2009年度	前年差(前年比)
本数	49	77	+ 28(157. 1)
契約金額	2, 694	3, 729	+1, 035(138. 4)

Ⅲ-2. 公的統計市場の概要(2)委託先別一本数

	2008年度	2009年度	前年差
JMRA	9(18)	14(18)	+ 5
シンクタンク	7(14)	14(18)	+ 7
その他民間	15(31)	27(35)	+12
団体	15(31)	20(26)	+ 5
非公表	3(6)	2(3)	- 1
合計	49(100%)	77(100%)	+28

Ⅲ-3. 公的統計市場の概要(3)委託先別一契約金額(百万円)

	2008年度	2009年度	前年差
JMRA	1, 330(49)	1, 933(52)	+603
シンクタンク	523(19)	538(14)	+ 15
その他民間	742(28)	902(24)	+160
団体	80(3)	354(9)	+274
非公表	18(1)	1(0)	- 17
合計	2, 694 (100%)	3, 729(100%)	+1, 035

Ⅲ-4. 公的統計市場の概要(4)府省別—契約金額(百万円)

	2008年度	2009年度	前年差
内閣府	318	338	+ 20
総務省	784	1,112	+328
財務省	18	15	- 3
文科省	0	6	+ 6
厚労省	336	503	+167
農水省	45	215	+170
経産省	1,008	1,151	+143
国交省	163	289	+126
環境省	22	101	+ 79
合計	2,694	3,730	+1,036

Ⅲ-5. 公的統計市場の概要(5)公共サービス改革法に基づく民間開放

	2008年度	2009年度
本数	10	13
契約金額(百万円)	310	524

□ 公共サービス改革法に基づく民間開放の割合 (2009年度)

本数.....17%(13/77本)

契約金額.....14%(524/3,729百万円)

Ⅲ-6. 公的統計における民間事業主体の特徴

1) JMRA(2009年度受注単価@138百万円)

- ・調査が本業の民間調査機関
- ・マーケティングリサーチで蓄積した調査技術、資源が活用できる
- ・データ収集を中心業務として、前後の連続した工程(調査票の配布、回収、疑似照会など)を含む包括的な業務の委託に対応可能
- ・調査員調査、郵送調査、オンラインなど多様な調査手法に対応可能
- ・大規模調査のマネジメント、大量データのハンドリングに対応
- ・独自の大量モニター(郵送、インターネット)を有する
- ・コールセンター、入力会社など異業種との提携で対応
- ・シンクタンクからの委託により、データ収集を中心とする業務を受託することもある
- ・近年、複数企業での共同企業体を構築して対応(「水平統合」「垂直統合」)

Ⅲ-6. つづき

2) シンクタンク(2009年度受注単価@38百万円)

- ・公的統計の標本設計、分析業務など、データ収集の上流工程、下流工程に対応
- ・テーマ、分野の専門性がある
- ・大量のデータ収集を中心とする業務は、調査専門機関(JMRA会員社)に委託することがある

3) その他民間(2009年度受注単価@33百万円)

- ・調査の専門機関ではない、調査もできるという会社
- ・システム事業、入力会社、コールセンター、印刷会社など多様
- ・「役所の名前を使えば何とかなる」と考えているところもある
- ・無理やり頼まれて受託しているケースもある

4) 団体(2009年度受注単価@18百万円)

- ・所属する業界の業務知識、業界知識に長けている
- ・業界のネットワークを利用した調査に優位性がある
- ・行政府とのパイプがある
- ・調査の専門知識、専門性に弱点がある

Ⅲ-7. JMRAの受注実績

2009年度実績		構成比
本数	14本	18%
契約金額	1,933百万円	52
社数	5社・2連合	
	(複数企業の共同企業体2団体)	

対前年比
本数-156%増、契約金額-145%増

Ⅲ-8. JMRAの今後の参入意向

参入意欲と参入余力はある

- ・資格申請の登録社数、08年20社→09年33社
- ・参入意向のある会社、44社
- ・包括委託の案件に対応可能。企画設計・標本設計・抽出・実査・入力・集計・分析・報告書作成
- ・09年度は、14本、1,933百万円、5社・2連合で対応
- ・08年度は、9本、1,330百万円、5社・1連合で対応

IV. 公的統計における民間事業者の活用に関する課題認識と問題提起

○民間開放の実績も出始めている

- ・公共サービス改革法に基づくもの、基づかないもの。大型の案件。包括的な委託。JV方式による受託。複数年契約。調査機関による受託、調査を本業としない会社による受託。

○不幸なミスマッチを起こさないために

- ・最近の民間開放の事例、経験、実績を踏まえて、民間事業者の活用とは何か、どうあって欲しいかについて、課題の認識と問題提起を行いたい。

IV-1. 公的統計の民間開放に対する展望

- (1) 公的統計における民間事業者の活用機会は増えてきた
- (2) 一度民間開放した案件を、再び行政府の実施に戻すことは不可能
- (3) 官民競争入札等監理委員会は、企業、事業所対象の郵送調査の分野で、平成23年以降民間開放を促進
- (4) 今後も公的統計における民間事業者の活用機会は増えてくる
- (5) 複数年契約、共同企業体方式の受注など新しい方策も出てきている
- (6) 信頼できる民間事業者の選定に失敗し、発注者、受託者ともに苦勞するという「不幸なミスマッチ」も生まれている
- (7) 現在の入札制度、民間事業者活用のルールで今後も民間開放を進められるかどうかは疑問
- (8) 民間事業者は、規模の大きい調査、複数年契約の調査で適正な利益の確保できる調査が将来的に成り立つかどうかを見極めようとしている
- (9) 民間調査市場において、公的統計は魅力ある案件足りうるか、を吟味している

IV-2. 信頼できる民間事業者を選定するために

【課題認識と問題提起に変えて】

- (1) 持続的、安定的に信頼できる民間事業者を選定するために、企業の存続と事業の継続性を担保するためにも、適正な利益の確保は必要
- (2) 販売費用、一般管理費などの費用は予算額、予定価格に含まれているか
- (3) 民間企業が顧客である場合に比べて、手続きが煩雑、受注するまでの無償稼働が多い、赤字になることが多い、仕様変更・契約変更が簡単にはできない
- (4) 公共調達の仕事の透明性を高めて欲しい
- (5) 原課と会計課の二元対応は、責任の所在をあいまいにしている
- (6) 「質の向上」と「コスト削減」は両立しない

IV-2. つづき

- (7) 民間委託の方が安くつくというのは誤った認識
- (8) 低価格落札の問題点(負のスパイラルに陥る可能性あり)、防止策の検討が必要
- (9) 予算額は開示できないか(応札回避の判断材料に)
- (10) 予定価格オーバーも低入札価格も、価格点はマイナス評価にして総合評価できないか
- (11) 価格点は総価だけが評価対象。見積もり明細も評価の対象に(仕様書の理解度が確認できる)
- (12) 応札結果は、契約締結交渉の優先順位決めにしてはどうか。(低入札企業に対しては改めて実施の可能性を確認できる。発注側にとっては安全・安心の確保)
- (13) インセンティブの付与、契約金額の増額、実費精算
- (14) 各府省の統一見解に基づく統一的な対応を

〈資料編〉

資料2:「各府省統計主管部署 WG との意見交換会」

(2011 年 2 月 17 日)

総務省政策統括官(統計基準担当) 御中

(「民間事業者の活用に係るガイドライン」についての意見交換資料)

「統計調査における民間事業者の活用に係る ガイドライン」についての(JMRA)の問題提起

2011年2月17日
(社)日本マーケティング・リサーチ協会(JMRA)
公的統計基盤整備委員会

Japan Marketing Research Association

「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」 (改正 平成22年3月25日)についての問題提起

目次

・はじめに	-----1
・Ⅱ 統計調査における民間事業者の活用と環境整備	1～2 -----2
・Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置	1～9 -----4
・ガイドラインに期待すること	-----13
・ガイドラインにおける今後の検討課題	-----14
・参考資料	-----15

はじめに

P. 1(下から4行目)

「……標準的な指針を示したものであり、……各府省独自の効果的な取組を妨げるものではない。」

□このガイドラインには、各府省共通の統一基準、最低基準、標準化を期待したい。各府省独自の取組に傾斜することによる標準化からの逸脱を防止し、歯止めをかける方策を明示して欲しい。(公共サービス改革法による民間開放は、「実施要項」について第三者機関の審議という強制力が働いている)

II 統計調査における民間事業者の活用と環境整備－1

P. 2(下から3行目)

1 統計調査における民間事業者の活用

(1)「…、民間事業者を活用する手法としては、公共サービス改革法に基づく官民競争入札若しくは民間競争入札、又は会計法令に基づく包括的民間委託等があり、各府省は、統計調査の実施に当たり、これらの手法を効果的に用いた民間事業者の活用の可能性を検討する。」

□各府省が、公共サービス改革法に基づく入札と、会計法令に基づく包括的民間委託のどちらを選択・適用するのかその基準、違いを明確にして欲しい。

II 統計調査における民間事業者の活用と環境整備－2

P. 3(上から7行目)

2 公共サービス改革法に則って実施する統計調査業務の考え方

「……、品質の維持向上を図りつつ経費の削減を図る必要がある統計調査について、民間事業者の創意と工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査業務において民間事業者を活用する場合には、同法を積極的に活用するものとする。」

- 「品質の維持向上を図りつつ経費の削減を図る必要がある統計調査について、民間事業者の創意と工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査業務」とは、どういう調査か、どういう調査が該当するのか、具体的に調査名を明示して欲しい。
- 「経費削減を図る」のベースとなっている金額、根拠が明らかでない。従来要していた経費のどこを、どのくらい削減するのか。
- 「経費の削減を図る必要のある統計調査」は、公共サービス改革法に基づく案件だけか。

III 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置－1

P. 4(下から11行目)

1 報告者の秘密保護及び信頼性の確保

(1) 秘密の保護の徹底

ア 各府省が講ずべき措置

③「各府省は、委託先が第三者へ業務の全部又は大部分を一括して再委託することを禁止することとし、委託先が業務の一部について再委託を行う場合には、……」

- 再委託できる業務、あるいは再委託できない業務を具体的に明示して欲しい。(別紙2 契約書等に明記すべき事項(6)再委託に関する事項)
- 再委託できる業務が、現状では各府省の説明がまちまちである。印刷、入力、コールセンター、集計、派遣等々。「委託」「請負」「外注」の区別、定義を明確にして欲しい。
- 再委託先すべてについての承認を必要とするか。

Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置－2

P. 5(上から17行目)

1 報告者の秘密保護及び信頼性の確保

(1)秘密の保護の徹底

イ 各府省が委託先に講じさせるべき措置

③「……秘密保持に関する誓約書を調査員から徴させる。」

JMRAの各会員社は、登録調査員からすでに秘密保持に関する誓約書を取り交わしている。さらに調査ごとに誓約書は必要か。誓約書は各府省に提出するのか。

Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置－3

P. 7(上から12行目)

2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保

(1)委託先の適切な選定

イ 「④ 委託業務を遂行する能力等に係る資格・認証等の保有状況」

「資格・認証等」は、保有していることを必須とするもの、望ましいとするものを具体的に例示して欲しい。

会社として保有しているもの、従事する社員が保有しているもの、担当する調査員が保有しているもの、がある。

遂行する能力等に係る資格・認証であるから、総合評価の項目での扱い(加点対象とするか否かなど)を明確にして欲しい。

信頼できる民間事業者であるか否かの一つの外形的な基準である。

Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置－4

P. 7(上から16行目)

2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保

(1) 委託先の適切な選定

ウ「より高い品質の確保を図る必要がある統計調査については、……
、総合評価落札方式による一般競争入札をはじめとする、
価格だけでなく業務遂行能力等を踏まえた選定方法を積極的
活用するものとする。」

「より高い品質の確保を図る必要がある統計調査」とはどういう調
査かを具体的に明示して欲しい。

「総合評価落札方式」について、各府省の統一基準、標準化した
ものを具体的に明示して欲しい。Ex. 技術点と価格点の配分、評
価シートと評価項目と配点、加点対象と点数など。

民間の創意工夫が発揮できない入札案件については、総合評価
方式が必要か。技術点の配点を下げる、総価方式への変更。

Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置－5

P. 7(下から12行目)

(2)業務の実施において確保されるべき統計の品質に関する目標の設定
ア「……、確保されるべき統計の品質に関する客観的かつ定量的な指標に
ついての目標を設定する。」

(文章の追加案)

新規の統計調査、調査手法変更した場合

「新規の統計調査及び調査手法等が変更になった場合の目標設定に
ついては、設定根拠について明らかにする。例えば試験調査等を行った
場合はその結果を明示する。調査手法等が変更になった場合の目標
設定は具体的な根拠を明示することとする。」

Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置－6

P. 7(下から6行目)

2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保

(2)業務の実施において確保されるべき統計の品質に関する目標の設定
イ「……設定した目標を正当な理由なく達成できなかった場合等の措置
……」

- 「正当な理由」とは、仕様書に記載されている手続きを踏んでいる場合は「正当な理由あり」と解釈する。
- 目標の達成割合を設け、インセンティブ、ディスインセンティブの導入、活用も考えられる。
- 仕様書に記載されていないことを一方的に要求、強制されることがある。名簿提供の遅れなど受託者に責任の無い場合でも、納期の遅れや追加費用の請求が認められず、受託者の作業、コストが過重負担になることがある。

Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置－7

P. 8(下から13行目)

2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保

(3)適切な仕様書等の作成

「……、その実施状況に関する情報を可能な限り応募要領、入札説明書等に反映する。」

- 「その実施状況に関する情報」を具体的に明示して欲しい。実施に要した経費(人件費、物件費、委託費)、実施に要した人員、実施に要した施設及び設備、回収率など。
- これらの情報が開示されれば、具体的な委託業務の質と量の全体像をイメージすることが出来る。見積もりも正確になる。応札するか否かの判断が可能となる。

Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置－8

P. 9(下から1行目)

3 委託業務の検証の的確な実施等

(1)「各府省は、委託業務終了後、当該業務について民間事業者の活用効果(品質に関する目標の設定及び達成状況、未達成の場合の原因、事業者の創意工夫による効果等)に関する十分な検証を行い、その結果を新たな活用の際に反映させるとともに、各府省間で共有化する。」

この仕組みは公共サービス改革法に基づく民間競争入札の案件では、「実績評価」として具体的な取組が行われている。同等の方法を制度化するのか。結果の公表方法を含めて具体的な方法の記述を。

「事業者の創意工夫による効果」は、事業者のノウハウ流出への危惧。創意工夫として期待されている効果の具体的な例示を。

経費面での活用効果の検証という視点も必要では。

Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置－9

P. 10(上から5行目)

3 委託業務の検証の的確な実施等

(2)「……、各府省間で検討を行うための場を設け、……」

(文章の追加案)

「検討結果は民間事業者にも公表し、官民の相互理解を促進する。」

◆ ガイドラインに期待すること

(1) 統計の質を確保するための方法、条件の明示的設定

- ・目標の設定、達成方法が、過去情報の開示を含めて実施可能な内容として具体的に明示され、予算の裏付けをもっていること。
- ・各府省の統一基準、最低基準(ミニマムスタンダード)、標準化を目指しているものであること。ガイドラインからの逸脱防止、歯止め策を講じて欲しい。

(2) 官民役割分担の明記

- ・民間事業者を活用するとは言っても、官民の連携、協調は重要。各項目の中で、官民の役割分担を明確にして欲しい。

(3) 官民協議の場の設定によるガイドラインの作成

- ・民間事業者はJMRA会員社だけではない。民間事業者の受容できるガイドラインでなければ意味をなさない。シンクタンク、外郭団体、調査経験の浅い民間事業者、調査本業ではない民間事業者を入れた協議の場を設け、ガイドライン作成の検討が行われることを要望。

■ ガイドラインにおける今後の検討課題

(1) 政府統計共同利用システムの問題

- ・これを今後普及させるのか、普及しない問題、課題は何か
- ・政府統計共同利用システム、各府省・個別統計調査の個別システム、民間事業者が保有しているシステム
- ・民間事業者の活用と政府統計共同利用システム

(2) 新しい調査手法への対応

- ・オンライン調査／インターネット調査
- ・民間事業者が保有しているモニター等のインフラを活用した調査など。

*** 参考資料**

- **JMRAでは2008年度、2009年度報告書で「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」についての問題提起をしています。以下よりご覧下さい。**

・**公的統計市場に関する年次レポート2008**

http://www.jmra-net.or.jp/notice/detail.php?document_id=2008

・**公的統計市場に関する年次レポート2009**

http://www.jmra-net.or.jp/notice/detail.php?document_id=2220

〈別添資料編〉

「民間調査機関における公的統計に関する実態調査報告書」

民間調査機関における公的統計に関する 実態調査報告書

一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会

公的統計基盤整備委員会

「社員、調査員の能力・技術研修の検討」小委員会

2011年5月

I. 調査概要	147
II. 官公庁からの受注状況	149
1. 中央省庁への業者登録の状況	149
2-1. 省庁統一資格ランク	150
2-2. 省庁統一資格ランク非取得理由	151
2-3. 地方自治体への業者登録の状況	152
2-4. 外郭団体・独立行政法人への業者登録の状況	153
3. 2009年度の官公庁からの受注有無	154
4-1. 2009年度の官公庁からの受注状況（本数）	155
4-2. 2009年度の官公庁からの受注状況（金額）	156
5-1. 2009年度の官公庁からの調査手法別受注状況（本数）	157
5-2. 2009年度の官公庁からの調査手法別受注状況（金額）	158
6. 2009年度の受注額における変動費の割合	159
7. 2009年度の中央省庁からの受注状況	160
8. 中央省庁からの委託業務への参入意向	161
8-1. 中央省庁からの委託業務への参入意向（業務範囲）	162
8-2. 中央省庁からの委託業務への参入意向（調査手法）	163
8-3. 中央省庁からの委託業務の参入に向けての対応策	164
III. 調査機関保有調査員の実態	165
9. 調査員保有の有無	165
10. 手法別調査員数	166
11. 地域別訪問調査員数	167
12. 調査員プロフィール	168
IV. 資格認定制度の実態と意向	169
13. 資格認定制度の是非	169
14. 『社会調査士』『専門社会調査士』の有無・人数	170
15. 各種資格制度への考え	171
V. JMRA 公的統計基盤整備委員会について	172
16. JMRA 公的統計基盤整備委員会の活動について	172
添付資料	173
調査票	173

(1) 調査目的

統計などの公的な調査の受注実績や今後の参入意向等について実態をつかむ。
また、調査会社における保有調査員の実態等も把握する。

(2) 調査手法

e-mail 調査（会員社窓口担当者へ e-mail の添付ファイル形式で送付、回収）

(3) 調査対象

JMRA 正会員社（150 社）

(4) 調査項目

1. 官公庁からの受注状況
 - ・業者登録の現状
 - ・官公庁からの受注実績
 - ・官公庁受注と民間受注での変動費の割合
 - ・中央省庁からの受注実績
 - ・参入意向 など 8 項目
2. 調査機関保有調査員の実態
 - ・調査員の保有状況と人数
 - ・調査員のプロフィール など 4 項目
3. 資格認定制度の実態と意向
 - ・資格認定制度と資格の有無・人数
 - ・各種資格制度への考え など 3 項目
4. JMRA 公的統計基盤整備委員会の活動について

(5) 実査期間

2010 年 11 月 1 日～12 月 20 日

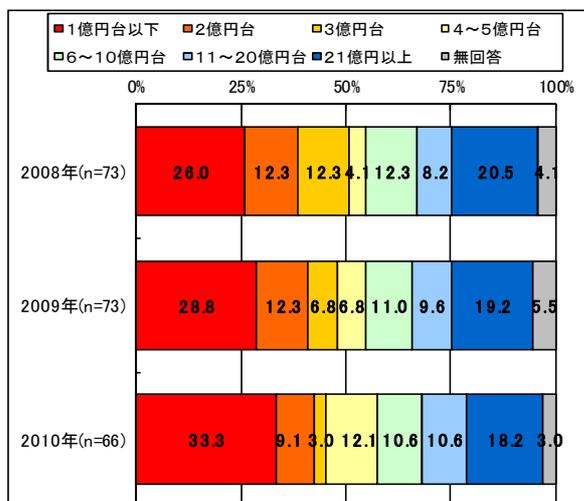
※11 月 15 日メールにて督促実施、11 月 29 日、12 月 5 日メールにて再督促実施

(6) 回収数／発送数（回収率）

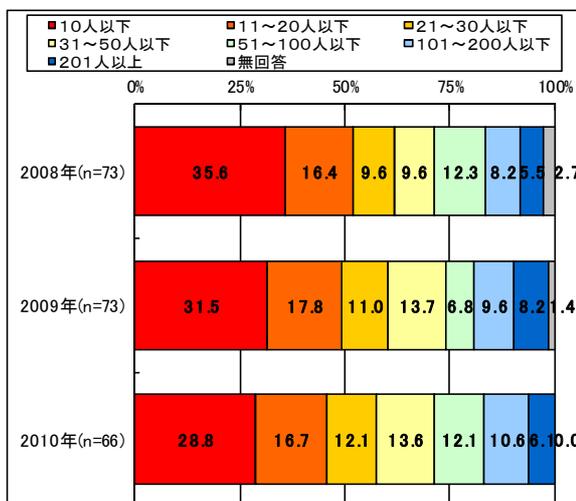
66／150 サンプル（44.0%） ※有効回答数 66 サンプル

(7) 企業属性

【売上高】



【総従業員数】



※過去の調査概要

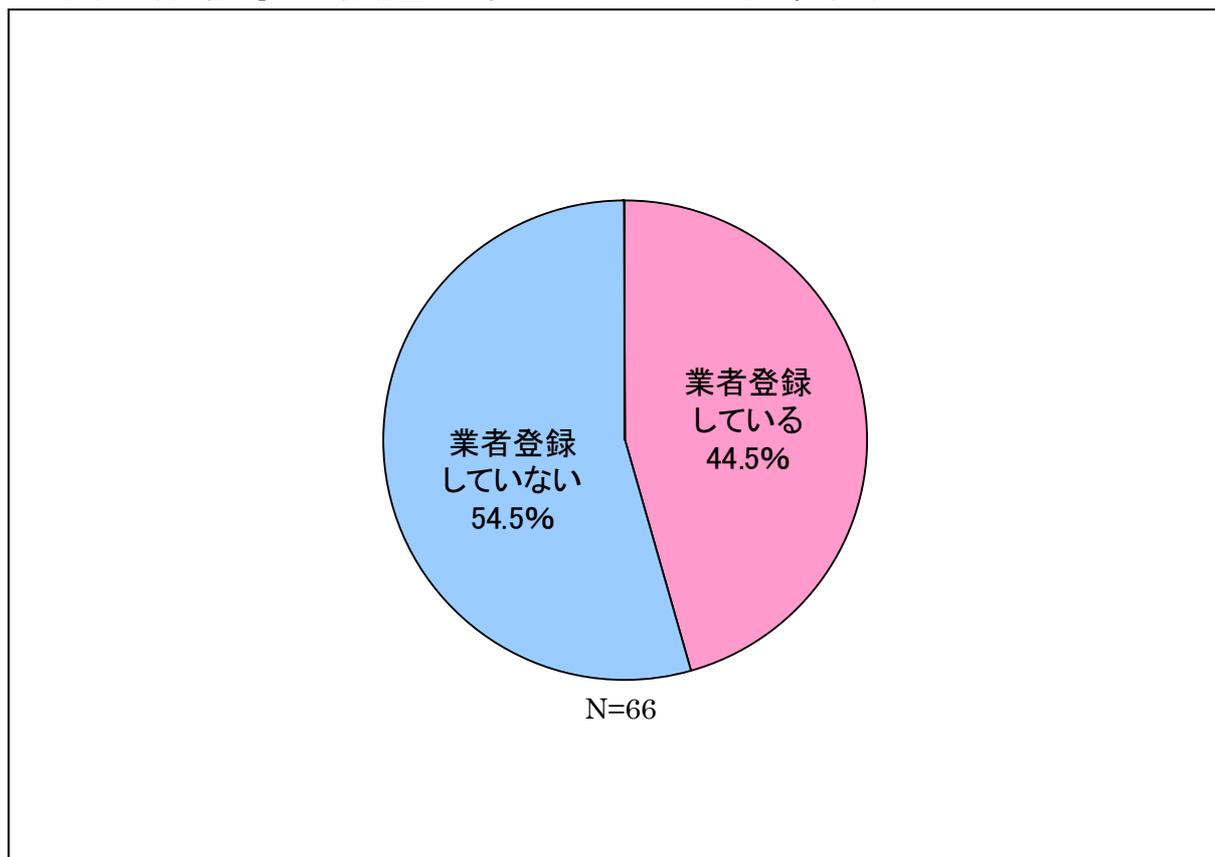
<2008年>実施期間：2008年11月5日～28日、発送数：142社、回収数：73社(有効回収率51.4%)

<2009年>実施期間：2009年11月2日～30日、発送数：148社、回収数：73社(有効回収率49.3%)

1. 中央省庁への業者登録の状況

中央省庁への業者登録をしている会員社は 5 割弱（30 社）

問 4.まず「中央省庁」への業者登録の状況をお知らせください。(SA)



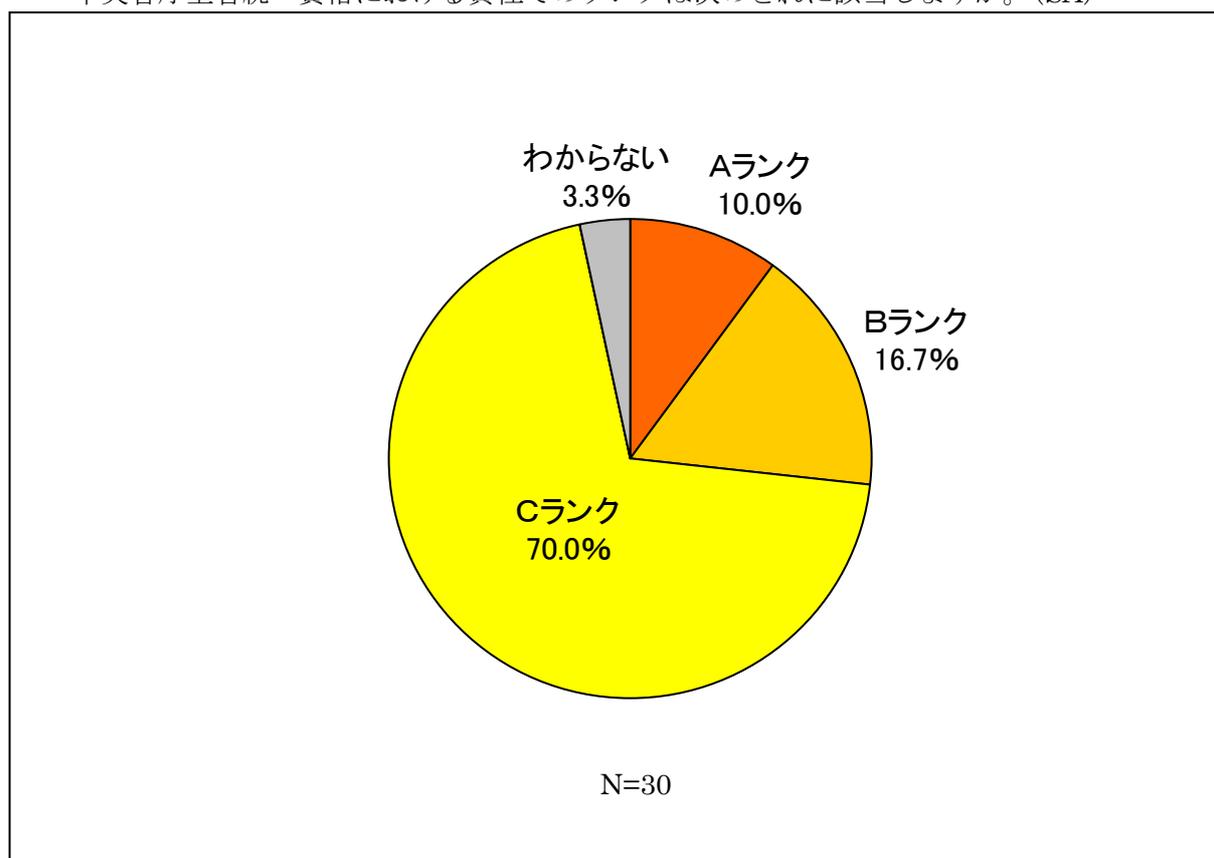
- 中央省庁への業者登録をしていると答えた会員社は 5 割弱（44.5%）の 30 社で、2 社の内 1 社近くは登録を行っている。
- 2009 年度の 5 割弱（45.2%）と同程度となっている。

2 - 1. 省庁統一資格ランク

省庁統一資格ランクの内訳は C ランクが大半で 21 社

問 4-SQ1. 【中央省庁に業者登録している正会員社にお聞きします。】

中央省庁全省統一資格における貴社でのランクは次のどれに該当しますか。(SA)



- 省庁統一資格ランクを取得している調査機関は 30 社で、A ランク…3 社 (2009 年度 4 社)、B ランク…5 社 (同 5 社)、C ランク…21 社 (同 21 社)、D ランク…0 社 (同 2 社)、わからない…1 社 (同 1 社) となっている。
- 2009 年度と比較して A・D ランクの調査機関が数社減少しているが、全体的にはほぼ同数となっている。

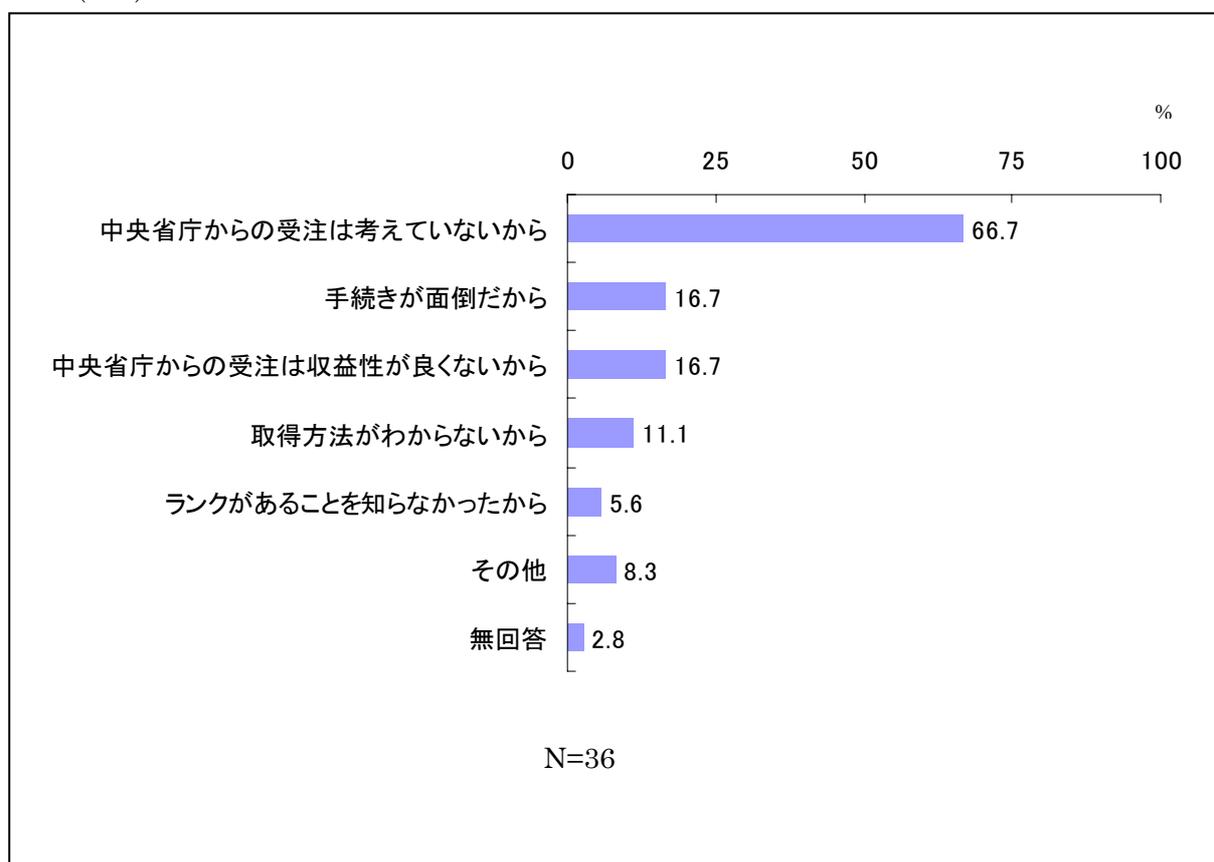
※統一資格ランクとは入札参加資格で付与される等級で、A、B、C、D の 4 ランクである。等級ごとに入札可能案件の基準が決まっている。案件ごとに予定価格の関係で、参加できるランクが異なる。また、事業者の年間売上高、自己資本額、営業年数などによって点数が与えられ、等級が付与される仕組み。例えば、予定価格が 3,000 万円以上の案件は、A ランクの登録業者しか応札資格はない。なお、統一資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。 出典：『競争参加者の資格に関する公示』

2 - 2. 省庁統一資格非取得理由

省庁統一資格非取得理由は「受注を考えていない」が半数以上、
「手続きが面倒」「収益性がよくない」とする理由もあがる

問 4-SQ2. 【中央省庁統一資格ランクを取得されていない正会員社にお聞きします。】

では、中央省庁全省統一資格ランクを取得されていないのはどのような理由からですか。
(MA)



- 中央省庁全省統一資格を取得していない理由として最も多いのは、「中央省庁からの受注は考えていないから」で7割近く（66.7%）で、次いで「中央省庁からの受注は収益性が良くないから」・「手続きが面倒だから」が2割弱（16.7%）であった。
- 「中央省庁からの受注は考えていないから」の割合（2009年度 56.4%）が10ポイント余り増加している。

2 - 3. 地方自治体への業者登録の状況

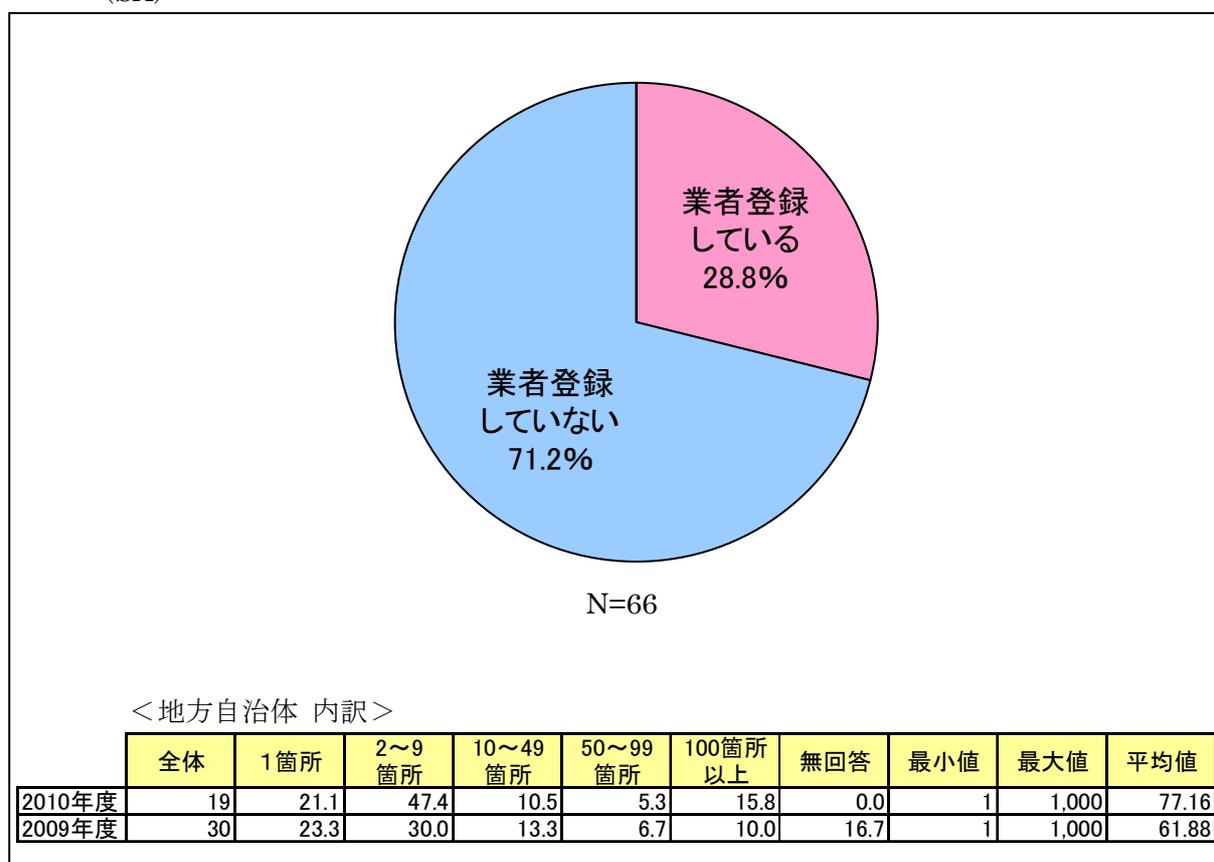
地方自治体に業者登録している会員社は3割（19社）

問4-SQ3. 【全ての正会員社にお聞きします】

次に「地方自治体（都道府県、市町村等）」への業者登録状況をお知らせください。

地方自治体に業者登録をしている正会員社はその箇所数についてもお知らせください。

(SA)



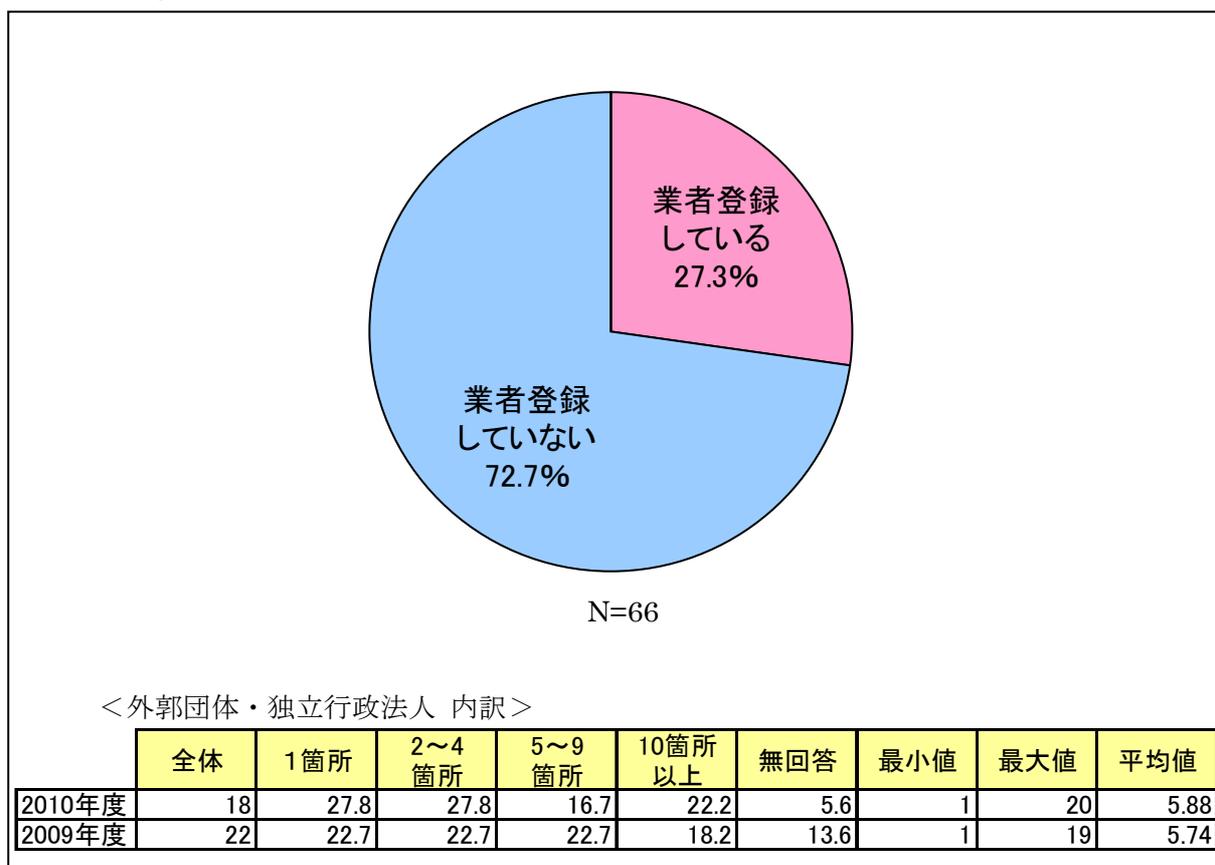
- 地方自治体への業者登録をしていると答えた会員社は3割弱（28.8%）の19社で、3社に1社が登録を行っている。
- 2009年度の4割強（41.1%）から1割以上（11社）減少している。
- 登録数は平均77箇所となっており、2009年度の62箇所より増加している。

2 - 4. 外郭団体・独立行政法人への業者登録の状況

外郭団体・独立行政法人へ業者登録している会員社は3割（18社）

問 4-SQ4. 【全ての正会員社にお聞きします】

では、「外郭団体・独立行政法人（大学等は除く）」への業者登録状況をお知らせください。
外郭団体・独立行政法人へ業者登録をしている正会員社はその箇所数についてもお知らせください。（SA）

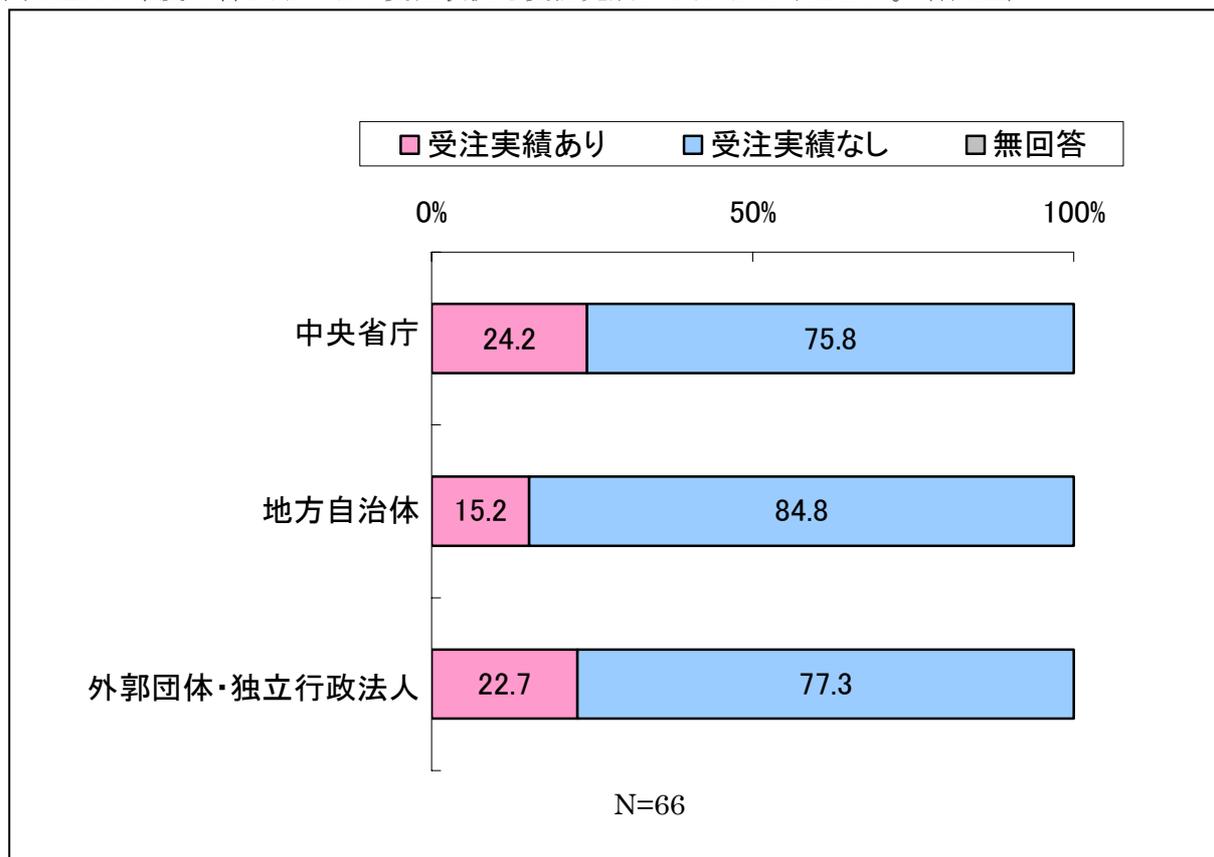


- 外郭団体・独立行政法人への業者登録をしていると答えた会員社は3割（27.3%）の18社で、3社の内1社は登録を行っている。
- 2009年度の3割程度（30.1%）と同程度となっている。
- 登録数は平均6箇所となっており、2009年度と同程度となっている。

3. 2009 年度の官公庁からの受注有無

2009 年度の中央省庁からの受注は 16 社にとどまる

問 5.2009 年度の官公庁からの受注状況を受託先別にお知らせください。(各 SA)



- 2009 年度、官公庁からの受注があると回答した会員社は、中央省庁で 2 割強 (24.2%、16 社)、地方自治体で 2 割弱 (15.2%、10 社)、外郭団体・独立行政法人で 2 割強 (22.7%、15 社) であった。
- 中央省庁からの受注実績は、2008 年度の 2 割強 (21.9%、16 社) とほぼ同程度であった。

4 - 1. 2009 年度の官公庁からの受注状況（本数）

2009 年度の官公庁からの受注総本数は約 900 本（2008 年度は約 1,000 本）

問 6.2009 年度の官公庁からの受注状況を受託先別、業務タイプ別に本数と受注金額をお知らせください。（FA）

		(本)				
		全体(N)	最小値	最大値	1社平均	合計
中央省庁	基幹・一般統計	N=6	1	9	3.8	23
	意識・世論調査	N=11	1	16	5.8	64
	計画策定等	N=6	1	8	4.2	25
	合計	N=16	1	21	7.0	112
		(本)				
		全体(N)	最小値	最大値	1社平均	合計
地方自治体	基幹・一般統計	N=1	1	1	1.0	1
	意識・世論調査	N=7	1	248	39.6	277
	計画策定等	N=3	1	163	64.7	194
	合計	N=10	1	411	47.2	472
		(本)				
		全体(N)	最小値	最大値	1社平均	合計
外郭団体 独立行政法人 (大学は除く)	基幹・一般統計	N=3	1	4	2.3	7
	意識・世論調査	N=13	1	75	17.0	221
	計画策定等	N=6	2	41	14.0	84
	合計	N=15	1	105	20.8	312
						総本数
						896

※合計本数は、全体(N)×平均で算出

- 2009 年度の官公庁からの受注状況を受託先別、業務タイプ別に見ると、中央省庁では「意識・世論調査」が 11 社で合計 64 本と最も多く、次いで「計画策定等」が 6 社 25 本、「基幹・一般統計」が 6 社 23 本で、受注本数の合計は 112 本（2008 年度は 135 本）で受託先別では最も少なかった。その中でも「指定・承認統計」の受注本数が最も少ない。
- 地方自治体では、中央省庁と同様に「意識・世論調査」の本数が多く 7 社 277 本、次いで「計画策定等」が 3 社 194 本、「基幹・一般統計」が 1 社 1 本で、受注本数の合計は 472 本（同 630 本）と受託先別では最も多かった。
- 外郭団体・独立行政法人（大学は除く）でも、中央省庁と同様に「意識・世論調査」での本数が多く 13 社 221 本で、受注本数の合計は 312 本（同 230 本）であった。

4 - 2. 2009 年度の官公庁からの受注状況（金額）

2009 年度の中央省庁からの受注総額は 20 億 204 万円

問 6.2009 年度の官公庁からの受注状況を受託先別、業務タイプ別に本数と受注金額をお知らせください。(FA)

		(万円)					
		全体(N)	最小値	最大値	1社平均	合計	1本平均
中央省庁	基幹・一般統計	N=5	110	69,119	27,444	137,221	5,971
	意識・世論調査	N=10	86	22,300	4,897	48,966	765
	計画策定等	N=5	90	10,000	2,803	14,017	560
	合計	N=15	86	82,280	13,347	200,204	1,788
		(万円)					
		全体	最小値	最大値	1社平均	合計	1本平均
地方自治体	基幹・一般統計	N=1	600	600	600	600	600
	意識・世論調査	N=6	30	101,136	17,216	103,296	373
	計画策定等	N=3	188	40,700	17,963	53,888	278
	合計	N=9	30	141,836	17,532	157,784	334
		(万円)					
		全体	最小値	最大値	1社平均	合計	1本平均
外郭団体 独立行政法人 (大学は除く)	基幹・一般統計	N=3	488	828	712	2,136	306
	意識・世論調査	N=12	69	23,062	4,437	53,239	241
	計画策定等	N=6	350	6,852	2,552	15,311	182
	合計	N=14	69	30,742	5,049	70,686	227

※合計金額は、全体(N)×平均で算出

- 受託先別に業務タイプ別受注金額を見ると、中央省庁では「基幹・一般統計」が 1 社平均 2 億 7,444 万円（2008 年度は 1 億 5,615 万円）、1 本平均 5,971 万円（同 7,808 万円）、会員社総額 13 億 7,221 万円（同 10 億 9,306 万円）で最も高かった。また、中央省庁全体では 1 社平均 1 億 3,347 万円（同 1 億 4,333 万円）、1 本平均 1,788 万円（同 1,381 万円）、会員社総額 20 億 204 万円（同 18 億 6,327 万円）で受託先別では最も高かった。
- 地方自治体での会員社総額は 15 億 7,784 万円（同 13 億 2,394 万円）で、業務タイプ別では「意識・世論調査」が 1 社平均 1 億 7,216 万円（同 4,977 万円）、1 本平均 373 万円（同 206 万円）、会員社総額 10 億 3,296 万円（同 3 億 9,813 万円）で最も高かった。
- 外郭団体・独立行政法人での会員社総額は 7 億 686 万円（同 6 億 9,085 万円）で受託先別では最も低く、業務タイプ別では「意識・世論調査」が 1 社平均 4,437 万円（同 4,206 万円）、1 本平均 241 万円（同 312 万円）、会員社総額 5 億 3,239 万円（同 6 億 3,085 万円）で最も高かった。

5 - 1. 2009 年度の官公庁からの調査手法別受注状況（本数）

調査員調査の平均受注本数は 6 本

問 7.では 2009 年度の官公庁の受注において、下記の調査手法における受注本数、受注金額をお知らせください。(FA)

		(本)					
		全体(N)	最小値	最大値	平均	総数	
①調査員調査	受注本数	中央省庁	N=5	1	12	7.4	37
		地方自治体	N=4	1	7	3.0	12
		外郭団体・ 独立行政法人	N=5	1	3	1.4	7
		合計	N=9	1	16	6.2	56
②郵送調査	受注本数	中央省庁	N=8	1	7	2.8	22
		地方自治体	N=6	1	363	62.0	372
		外郭団体・ 独立行政法人	N=11	1	69	10.6	116
		合計	N=12	1	439	42.5	510
③インターネット調査	受注本数	中央省庁	N=10	1	7	2.8	28
		地方自治体	N=3	1	17	9.0	27
		外郭団体・ 独立行政法人	N=6	2	74	19.7	118
		合計	N=10	1	98	17.3	173
④その他	受注本数	中央省庁	N=5	1	7	2.4	12
		地方自治体	N=4	1	32	14.3	57
		外郭団体・ 独立行政法人	N=7	1	31	7.9	55
		合計	N=12	1	64	10.3	124

- 調査手法別に受託先別受注本数を見ると、調査員調査では「中央省庁」が 5 社で合計 37 本と最も多く、次いで「地方自治体」4 社合計 12 本、「外郭団体・独立行政法人」5 社合計 7 本で、受注本数の合計は 56 本（2008 年度は 85 本）で調査手法別では最も少なかった。
- 郵送調査では、「地方自治体」の本数が多く 6 社 372 本、次いで「外郭団体・独立行政法人」11 社 116 本で、受注本数の合計は 510 本（同 665 本）と調査手法別で最も多かった。
- インターネット調査では、「外郭団体・独立行政法人」の本数が多く 6 社 118 本、次いで「中央省庁」10 社 28 本で、受注本数の合計は 173 本（同 132 本）と調査員調査、郵送調査における受注本数減少にもかかわらず、受注本数が増加している。

5 - 2. 2009 年度の官公庁からの調査手法別受注状況（金額）

調査員調査の平均受注金額は 1 億 5,211 万円

問 7.では 2009 年度の官公庁の受注において、下記の調査手法における受注本数、受注金額をお知らせください。(FA)

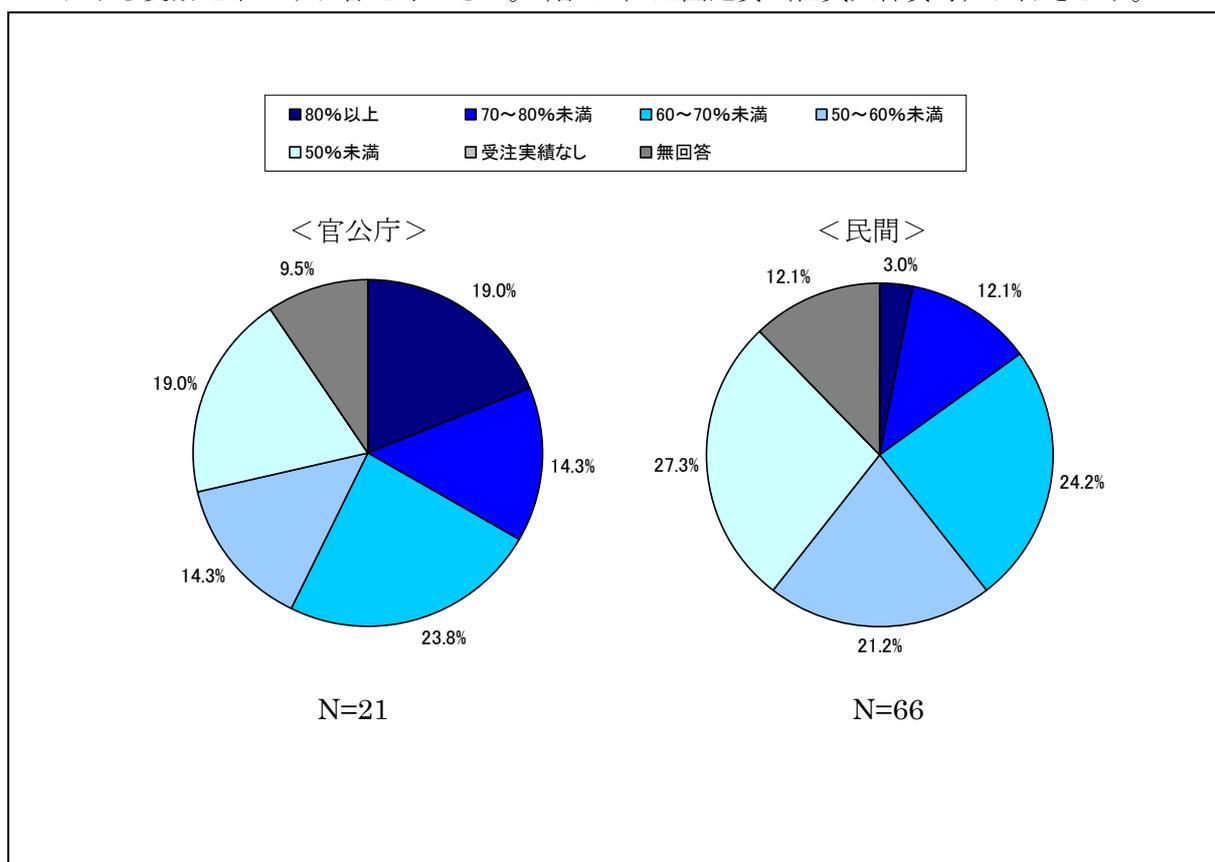
		(万円)					
		全体(N)	最小値	最大値	平均	総額	
①調査員調査	受注金額	中央省庁	N=5	1,198	80,566	23,625	118,125
		地方自治体	N=4	600	6,000	3,317	13,267
		外郭団体・ 独立行政法人	N=5	53	2,946	1,102	5,509
		合計	N=9	600	83,512	15,211	136,901
②郵送調査	受注金額	中央省庁	N=8	110	35,000	8,321	66,571
		地方自治体	N=6	30	121,235	20,436	122,617
		外郭団体・ 独立行政法人	N=11	69	25,923	3,900	42,903
		合計	N=12	69	152,275	19,341	232,091
③インターネット 調査	受注金額	中央省庁	N=10	86	1,800	605	6,054
		地方自治体	N=3	633	2,459	1,264	3,792
		外郭団体・ 独立行政法人	N=6	184	8,489	2,582	15,493
		合計	N=10	86	9,271	2,534	25,339
④その他	受注金額	中央省庁	N=5	90	8,200	1,891	9,454
		地方自治体	N=4	40	12,375	4,526	18,103
		外郭団体・ 独立行政法人	N=7	17	4,582	969	6,781
		合計	N=12	17	17,251	2,862	34,338

- 調査手法別に受託先別受注金額を見ると、調査員調査では「中央省庁」が 1 社平均 2 億 3,625 万円、総額 11 億 8,125 万円で最も高かった。また、調査員調査全体では 1 社平均 1 億 5,211 万円（2008 年度は 8,821 万円）、総額 13 億 6,901 万円（同 9 億 7,027 万円）で郵送調査に次いで高かった。
- 郵送調査では「地方自治体」の金額が高く、6 社総額で 12 億 2,617 万円、次いで「中央省庁」8 社総額 6 億 6,571 万円で、受注金額の合計は 23 億 2,091 万円（同 24 億 5,216 万円）と調査手法別で最も高かった。
- インターネット調査では「外郭団体・独立行政法人」の金額が高く、6 社総額 1 億 5,493 万円、次いで「中央省庁」10 社総額 6,054 万円で、受注金額の合計は 2 億 5,339 万円（同 1 億 8,373 万円）であった。

6. 2009 年度の受注額における変動費の割合

官公庁から受注した調査の変動費は 70%以上が 3 割強

問 8. 貴社の昨年度（2009 年度）全受注金額における「変動費（直接経費）=実査・集計・分析・その他業務のための諸支出」の割合は平均するとどのくらいですか。官公庁と民間とに分けてお知らせください。なお、官公庁からの受注実績がない正会員社は民間からの受注調査における変動比率のみお答えください。（各 SA）※固定費（社員人件費等）は除きます。



- 官公庁からの受注業務では、民間からの受注業務と比較すると変動費の占める割合が高くなっており、約 3 割強（33.3%）の会員社で変動費が 70%以上となっている。
- 一方、民間からの受注業務は、変動費 60~70%、50~60%、50%未満がそれぞれ 2 割前後となっており、官公庁からの受注業務に比べると変動費の割合が低い様子が窺える。
- 中央省庁等からの受注業務を 2008 年度と比較すると、変動費 70%以上の割合が約 1 割低下（2008 年度 70%以上の割合は 43.5%）しており、変動費の割合が低くなっている傾向がみられる。

7. 2009 年度の中央省庁からの受注状況

府省別での受注は、「内閣府」「国交省」「厚労省」がベスト 3

問 9. 【2009 年度中央省庁からの受注実績がある正会員社にお聞きします。】

貴社の昨年度（2009 年度）の中央省庁における「受注本数」を、業務タイプ別、各府省別にお知らせください。（FA）

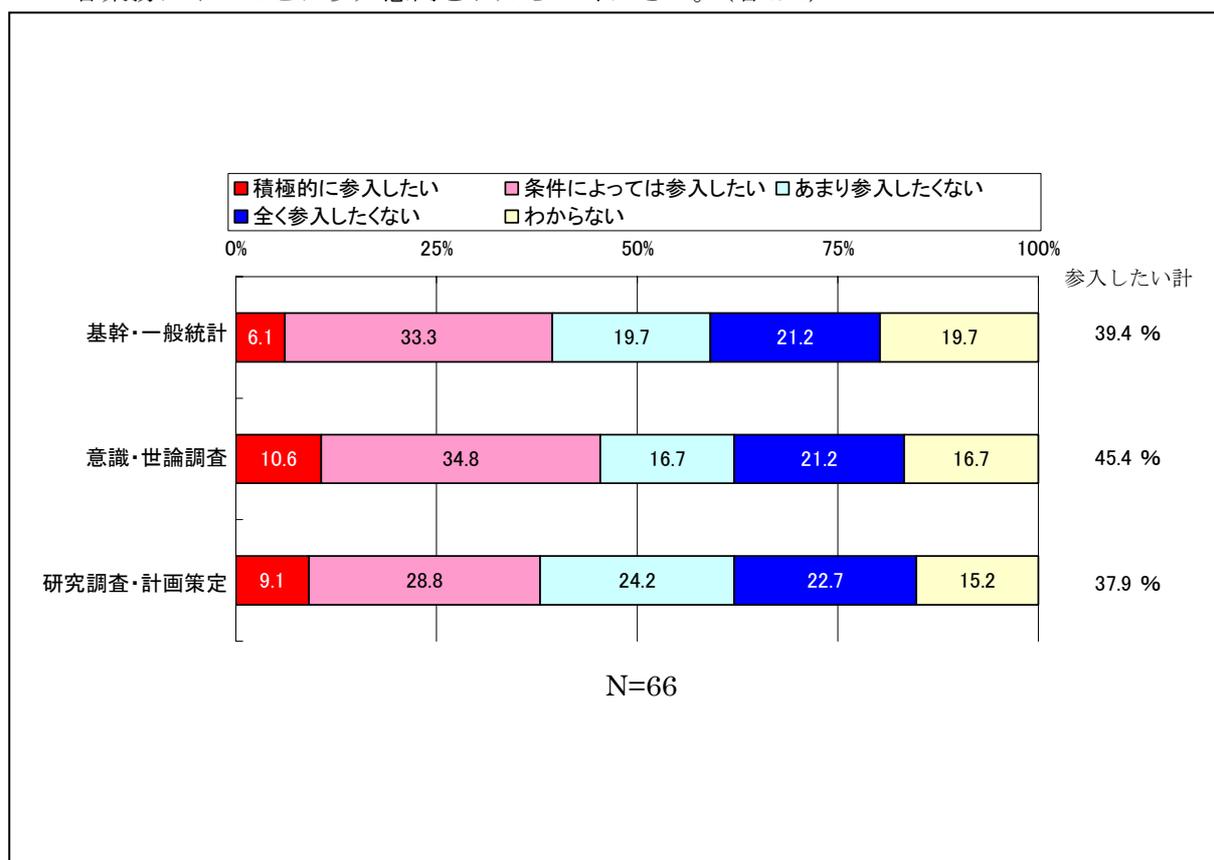
	全体	最小値	最大値	合計		
基幹・一般統計	内閣府	N=1	1	1	1	
	総務省	N=3	1	2	4	
	文科省	N=1	1	1	1	
	厚労省	N=2	1	2	3	
	農水省	N=1	1	1	1	
	経産省	N=1	3	3	3	
	国交省	N=3	1	5	7	
	環境省	N=0	0	0	0	総本数
	その他	N=0	0	0	0	20
	意識・世論調査	内閣府	N=5	1	12	27
総務省		N=4	1	2	6	
文科省		N=3	2	3	7	
厚労省		N=2	1	2	3	
農水省		N=1	1	1	1	
経産省		N=0	0	0	0	
国交省		N=3	3	4	10	
環境省		N=0	0	0	0	総本数
その他		N=2	1	1	2	56
計画策定		内閣府	N=3	1	1	3
	総務省	N=0	0	0	0	
	文科省	N=0	0	0	0	
	厚労省	N=2	1	8	9	
	農水省	N=1	2	2	2	
	経産省	N=1	2	2	2	
	国交省	N=1	2	2	2	
	環境省	N=1	3	3	3	総本数
	その他	N=1	1	1	1	22

- 中央省庁から受注した調査本数をタイプ別に見ると、「基幹・一般統計」は 20 本（2008 年度は 7 本）、「意識・世論調査」が 56 本（同 53 本）、「計画策定」が 22 本（同 25 本）で、「意識・世論調査」での受注が最も多かった。
- また、各省庁別では「内閣府」が 31 本（同 28 本）で最も多く、次いで「国交省」の 19 本（同 7 本）、「厚労省」が 15 本（同 8 本）で、少なかったのは「環境省」の 3 本（同 5 本）であった。
- 2009 年度における「国交省」「厚労省」からの受注本数は、大幅に増加した。

8. 中央省庁からの委託業務への参入意向

「意識・世論調査」への参入意向は5割弱で最も高い

問 10. 貴社は今後、中央省庁からの委託業務に参入していこうと考えていらっしゃいますか。
各業務タイプごとに参入意向をお知らせください。(各 SA)



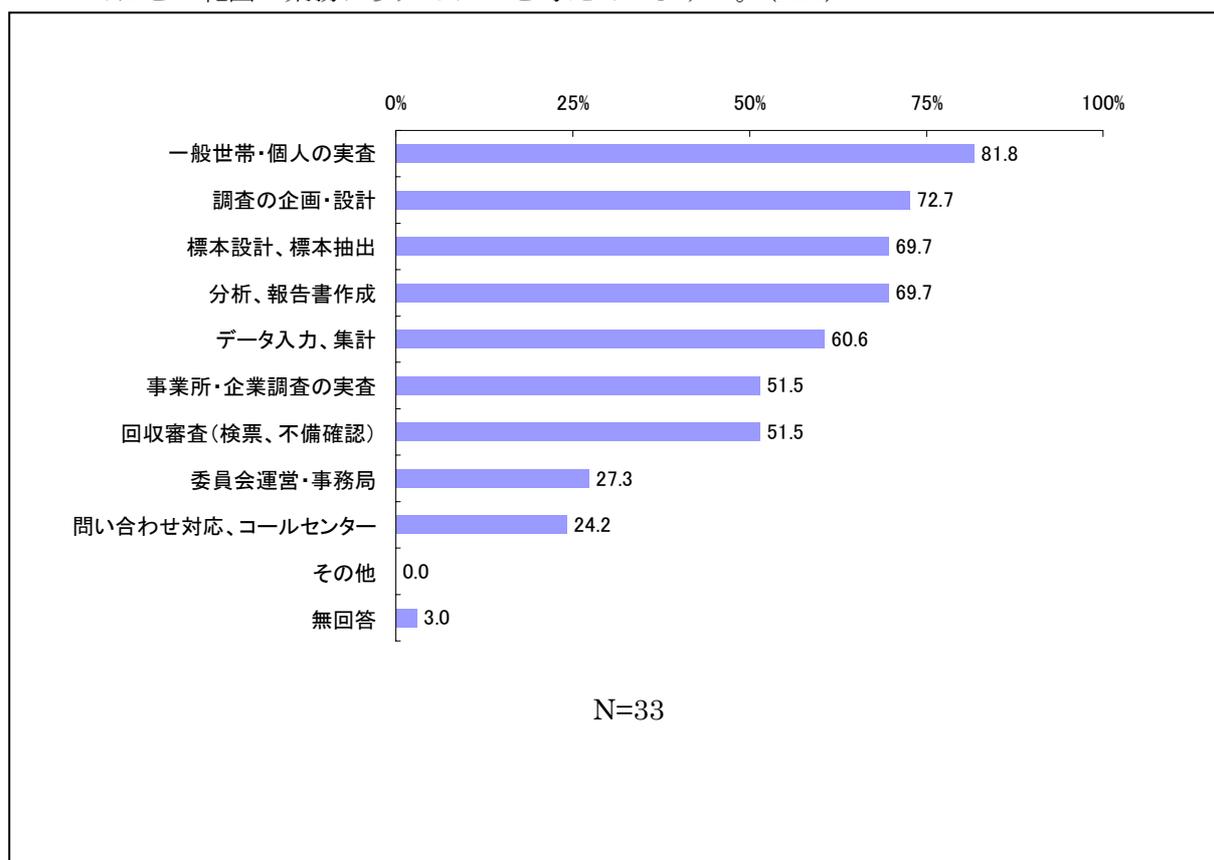
- 中央省庁からの委託業務への参入意向については、「意識・世論調査」への参入意向が最も高く、「積極的+条件によって」を含めると 45.4%（2008 年度は 56.1%）であった。ついで、「基幹・一般統計」が 39.4%（同 39.7%）、「研究調査・計画策定」が 37.9%（同 45.2%）であった。逆に参入意向がないところは各調査とも 4 割前後見られる。
- 2009 年度との比較では、「基幹・一般統計」への参入意向は同程度だが、それ以外では参入意向の減少がみられ、「意識・世論調査」では 10 ポイント程度、「研究調査・計画策定」では 7 ポイント程度の減少傾向であった。

8 - 1. 中央省庁からの委託業務への参入意向（業務範囲）

参入意向が強い「実査全般」と「企画・設計、分析・報告書、標本業務」

問 10 - SQ1. 【中央省庁からの委託業務に参入意向のある正会員社の方へ】

ではどの範囲の業務に参入したいと考えていますか。(MA)



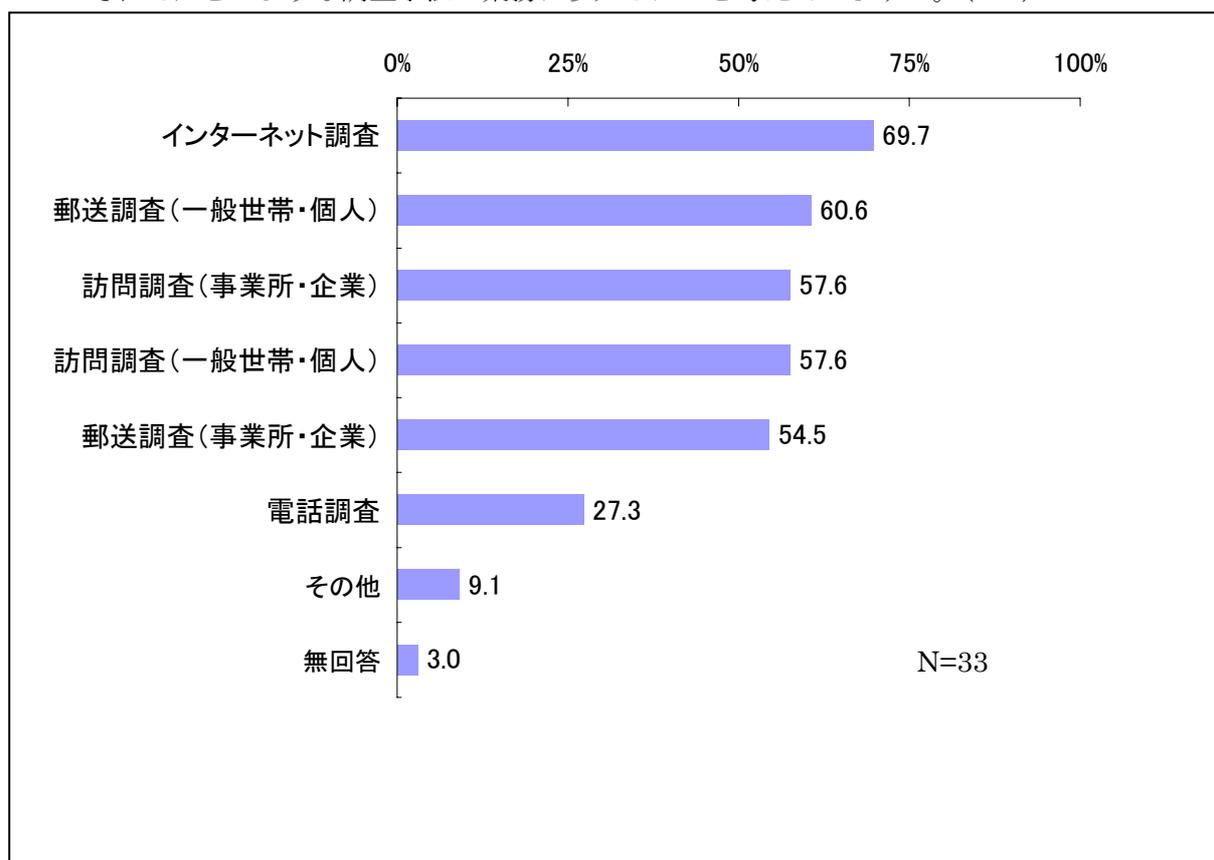
- 参入に当たって希望する業務範囲を聞いたところ、最も多かったのが「一般世帯・個人の実査」の分野で81.8%（2009年度は79.5%）、次いで「調査の企画・設計」が72.7%（同61.4%）、「標本設計・標本抽出」が69.7%（同45.5%）、「分析、報告書作成」が69.7%（同68.2%）であった。
- 「一般世帯・個人の実査」への参入意向は高く、さらに「調査の企画・設計」「標本設計・標本抽出」への参入意向も増加している。
- 一方、「問い合わせ対応、コールセンター」や「委員会運営・事務局」といった調査業務に付随する業務への参入意向は25%前後となっている。

8 - 2. 中央省庁からの委託業務への参入意向（調査手法）

参入したい調査手法は「インターネット調査」が7割でトップ

問 10 - SQ2. 【中央省庁からの委託業務に参入意向のある正会員社の方へ】

それではどのような調査手法の業務に参入したいと考えていますか。(MA)



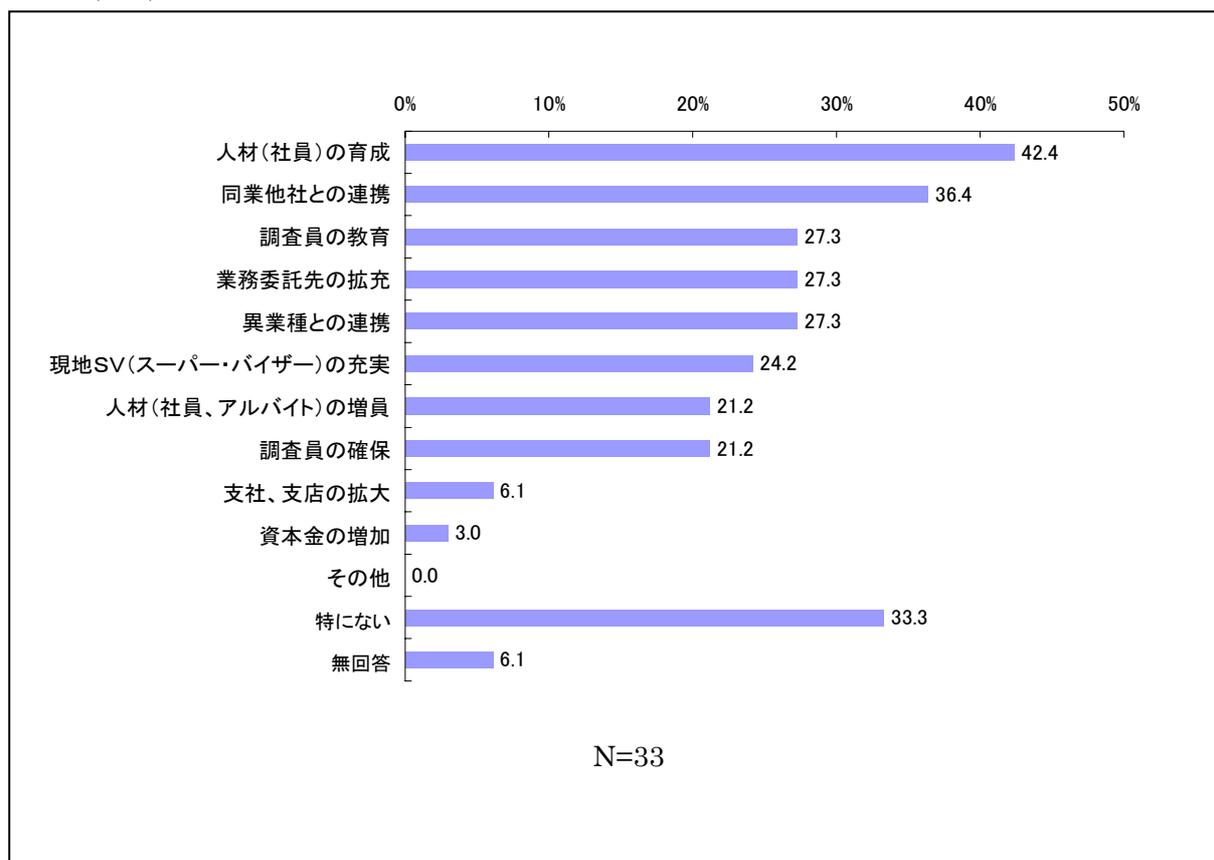
- 参入したい調査手法は「インターネット調査」が 69.7%（2009 年度は 54.5%）と最も高く、2009 年度の参入意向に比べて大幅に増加した。
- 次いで「郵送調査（一般世帯・個人）」が 60.6%（同 79.5%）、「訪問調査（事業所・企業）」が 57.6%（同 56.8%）、「訪問調査（一般世帯・個人）」が 57.6%（同 59.1%）、「郵送調査（事業所・企業）」が 54.5%（同 75.0%）の順になっており、「訪問調査系」への参入意向には変化がみられていないが、「郵送調査」への参入意向は減少している。
- 電話調査への参入意向は 27.3%（同 25.0%）に留まった。

8 - 3. 中央省庁からの委託業務の参入に向けての対応策

委託業務参入に向けての対応策は「社員の人材育成」

問 10 - SQ3. 【中央省庁からの委託業務に参入意向のある正会員社の方へ】

貴社では中央省庁からの委託業務参入に向けて、どのような対応策を考えていますか。
(MA)

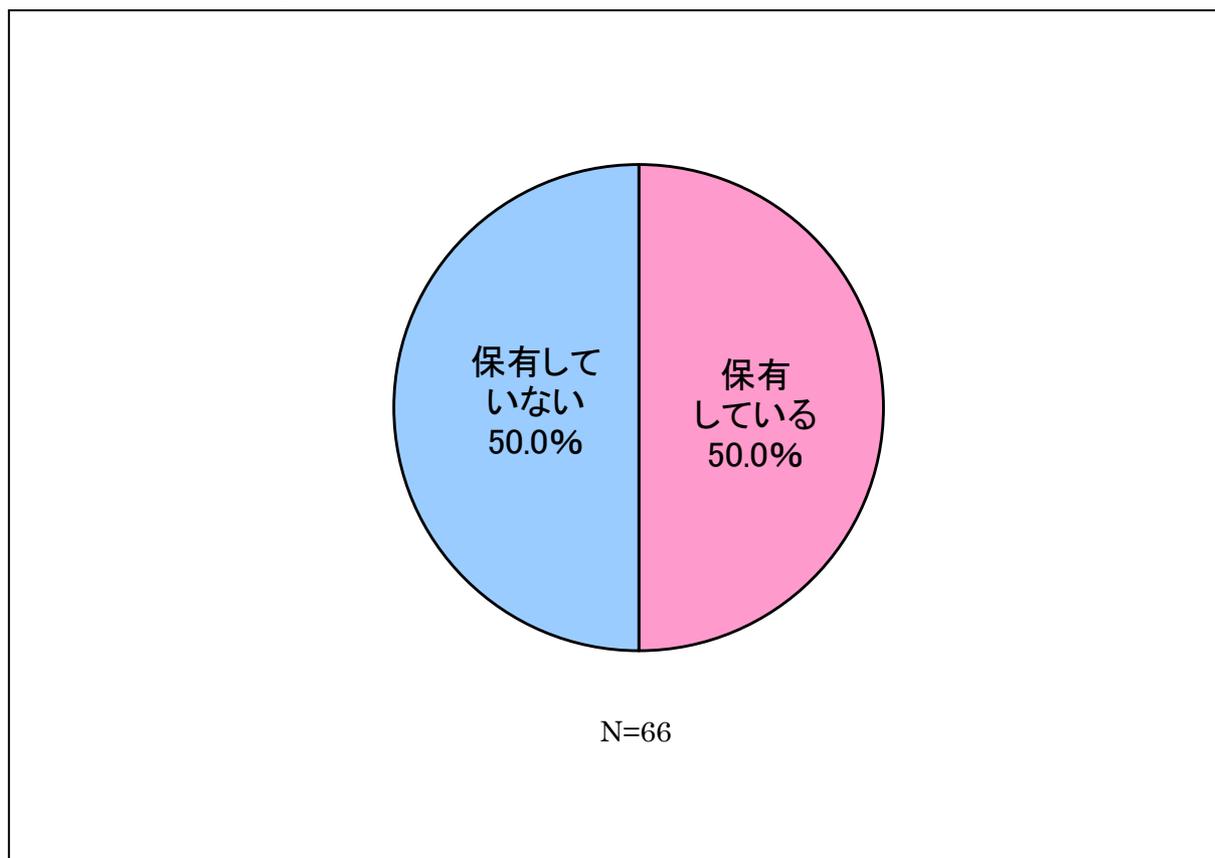


- 各社が参入に向けての対応策として最も重視しているのは「社員の人材育成」で 42.4% (2009 年度は 52.3%)、次に「同業他社との連携」が 36.4% (同 36.4%) であった。次いで、「調査員の教育」「業務委託先の拡充」「異業種との連携」がともに 27.3% であった。

9. 調査員保有の有無

今回回答した JMRA に加盟している正会員社の半数が調査員を保有

問 11.貴社は「訪問調査、来店客調査、CLT 等の各種調査に対応できる調査員」を保有していらっしゃいますか。(SA)



- JMRA に加盟している 150 社のうち、今回、回答があった 66 社の半数 (50.0%、33 社) が各種調査に対応できる調査員を保有している。
- 2009 年度は (60.3%、44 社) であった。

10. 手法別調査員数

今回回答した正会員社の 8 割強は「訪問調査員」を保有

問 12. 【調査員を保有していると答えた正会員社にお聞きします。】

それでは貴社で保有している調査員の内、実際に『稼動可能な調査員（専属、登録調査員を含む）』の人数を調査手法ごとにお知らせください。（手法間での重複可 FA）

N=32

	全体	平均 (人)	最小値 (人)	最大値 (人)
訪問調査	28	402.9	2	1195
ミステリーショッパー	22	210.9	4	1900
来店客・来街者	23	131.1	5	790
電話調査	17	73.1	2	500
CLT	27	84.1	5	300
その他	3	17.3	15	20
合計	32	561.6	2	2800

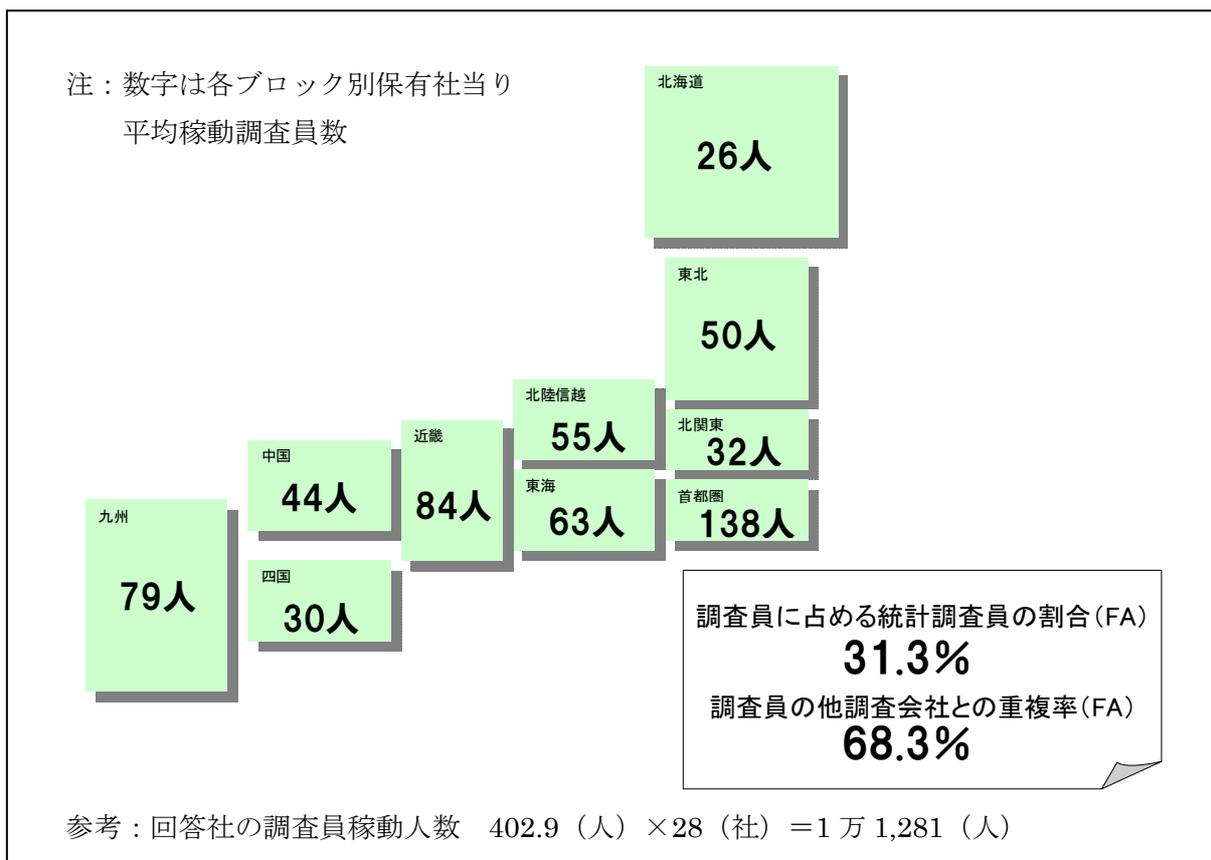
*調査員保有社を 32 社として算出（1 社回答なし）

- 稼動可能な調査員を調査手法別にみると、最も多くの社で保有しているのが「訪問調査員」で 28 社（87.5%）、以下、「CLT」27 社（84.4%）、「来店客・来街者」23 社（71.9%）、「ミステリーショッパー」22 社（68.8%）、「電話調査」17 社（53.1%）であった。
- 訪問調査員の稼動人数は、「100 人未満」が 11 社（39.3%）、「100～300 人未満」が 4 社（14.3%）、「300～500 人未満」2 社（7.1%）、「500～1,000 人未満」9 社（32.1%）、「1,000 人以上」2 社（7.1%）となっており、平均では 1 社 403 人である。

11. 地域別訪問調査員数

全国で稼働可能な訪問調査員は延べ約 1 万 1,280 人（回答社ベース）。

問 13.では貴社で『稼働可能な訪問調査員（専属、登録調査員を含む）』の人数をブロック別にお知らせください。（FA）

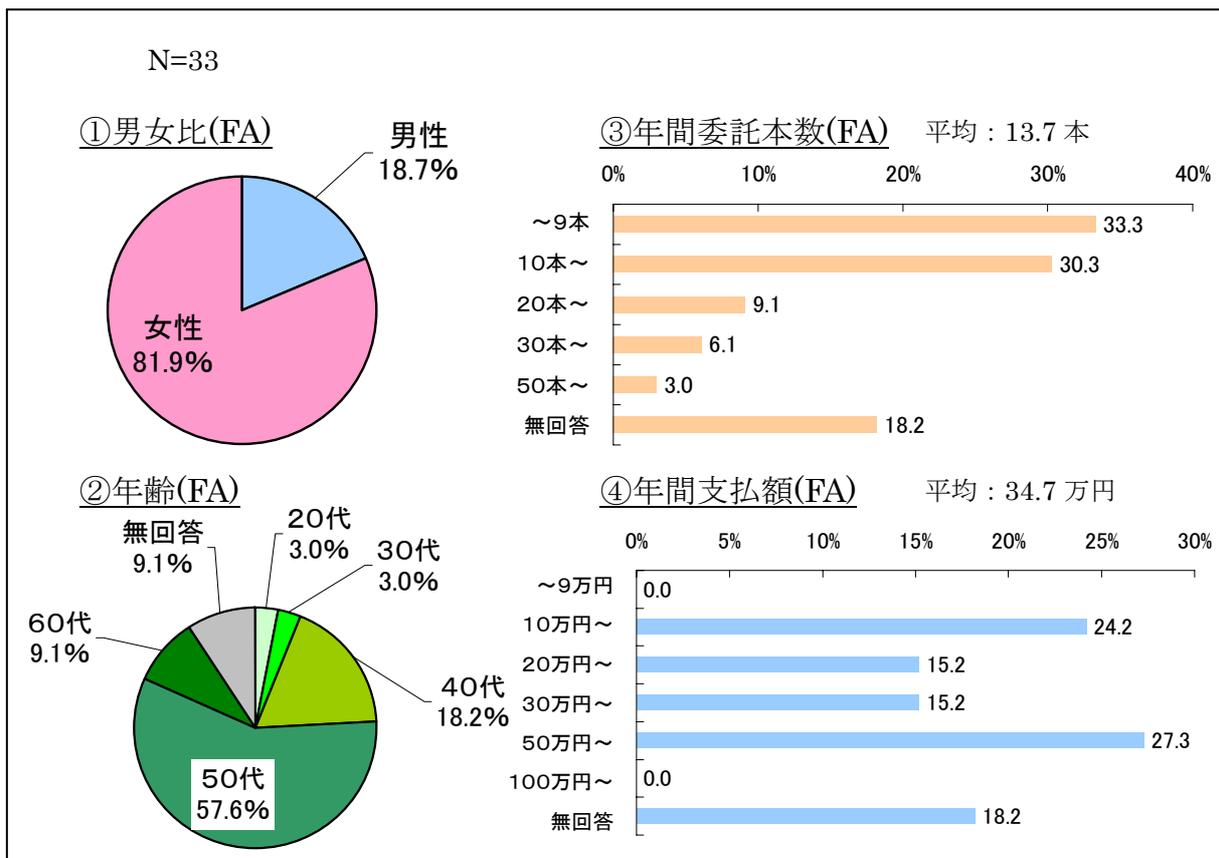


- 稼働可能な訪問調査員を地域ブロック別にみると、首都圏 138 人、近畿 84 人、九州 79 人、東海 63 人などの順に多く、全国計で 1 社平均 403 人であった。（※平均人数 403 人は各社ブロック合計の平均値のため、ブロックごとの積算とは異なる）
- これを単純に回答社数（28 社）で掛け合わせると、延べ約 1 万 1,280 人の稼働可能な訪問調査員が存在することになる。
- また、統計調査員との重複割合は 31.3%、他調査会社の調査員との重複割合は 68.3%であった（いずれも回答した調査会社の推定割合）。

12. 調査員プロフィール

訪問調査員は 8 割が女性で、平均年齢 50 歳。月 1 本で、年収 35 万

問 14. 貴社で保有している調査員の内、稼働可能な調査員のプロフィールを下記の①～④の項目についてお知らせください。(FA)

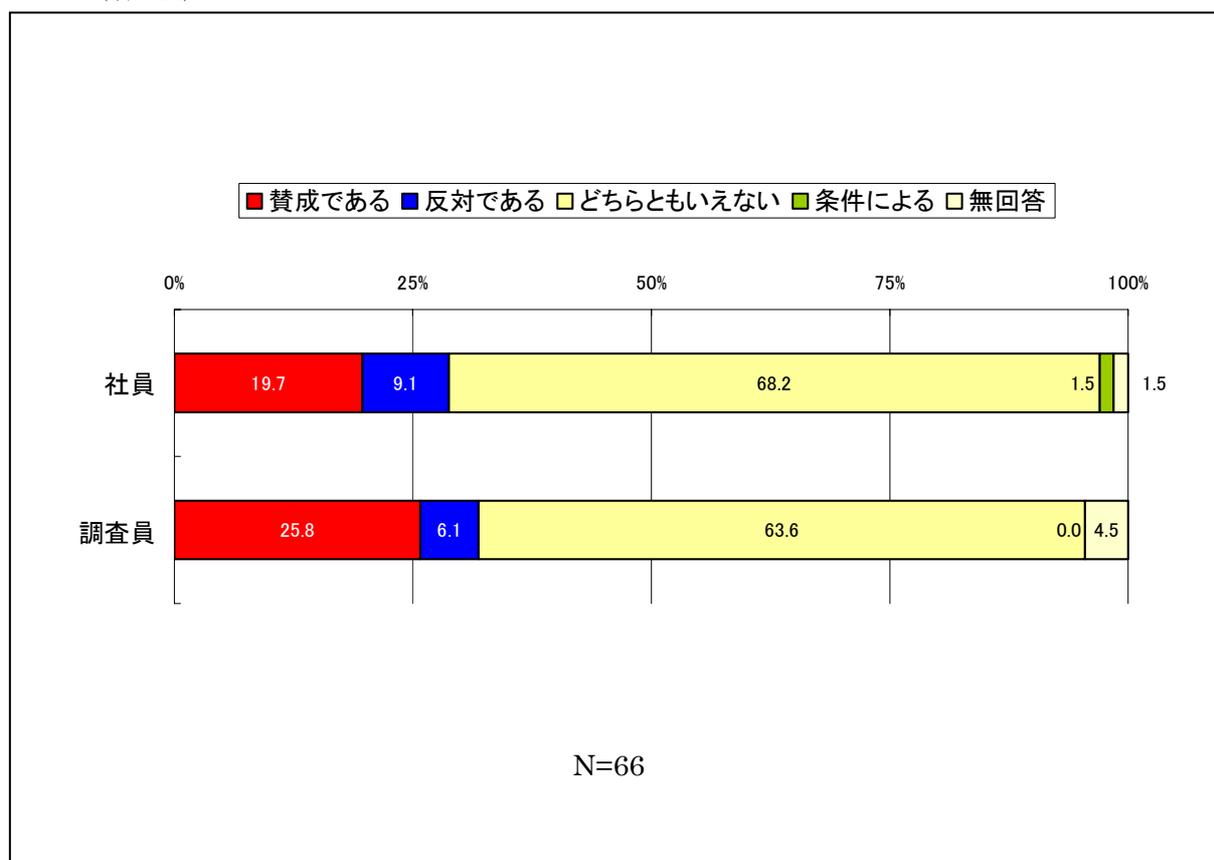


- 訪問調査員は、女性が 8 割（81.9%）である。年齢は 40～50 歳代で 8 割弱（75.8%）を占め、平均で 50 歳（50.7 歳）となっている。男女比では、男性の割合が 2009 年度に比べて 1 割増加している。
- 調査員 1 人当たりの年間の委託本数は、「9 本以下」が 33.3%、「10～19 本」が 30.3%となっており、平均で 14 本である。これは、ほぼ月 1 本のペースとなる。
- 年間の支払額は、「30 万円未満」が合わせて 39.4%、「30～50 万円未満」が 15.2%、「50～100 万円未満」が 27.3%となっており、平均で約 35 万円である。1 本あたり、およそ 3 万円の換算となる。

13. 資格認定制度の是非

現時点での「調査員」向けの資格認定制度への反応がやや良好

問 15.貴社では、社員や調査員の資格認定制度について、現時点でどのようにお考えでしょうか。
(各 SA)



- 現時点での資格認定制度への反応は、「社員」「調査員」ともに、“どちらともいえない”が7割弱を占めている。
- 賛成の割合は「社員」についてが19.7%、「調査員」では25.8%程度となっており、やや「調査員」の資格認定制度への賛成が多い。反対はいずれも1割未満と少ない。

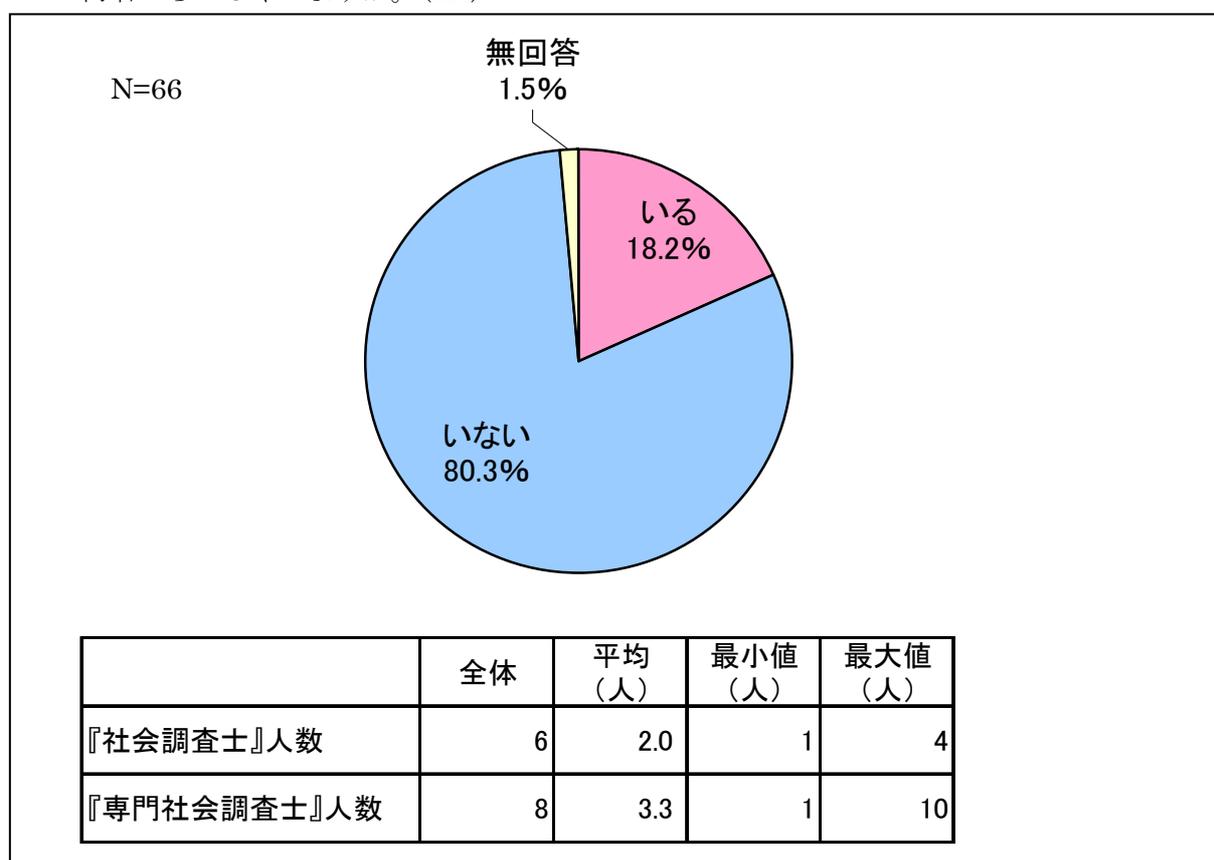
14. 『社会調査士』『専門社会調査士』の有無・人数

回答社のうち資格を持つ社員がいるのは 12 社・2 割弱

問 16. 貴社では、『社会調査士』または『専門社会調査士』の資格を持っている社員の方がいらっしゃいますか。(SA)

問 16 - SQ1. 【『社会調査士』または『専門社会調査士』の資格を持っている社員が「いる」とお答えになった正会員社にお聞きします】

貴社では、『社会調査士』または『専門社会調査士』の資格を持っている社員がそれぞれ何名いらっしゃいますか。(FA)



- 「社会調査士」「専門社会調査士」の資格を持っている社員のいる正会員社は、12 社 (18.2%) であった。
- それぞれの資格を持っている社員数は、「社会調査士」では、6 社、12 人 (平均 2 人)、「専門社会調査士」は 8 社、26 人 (同 3.25 人) となっている。

15. 各種資格制度への考え

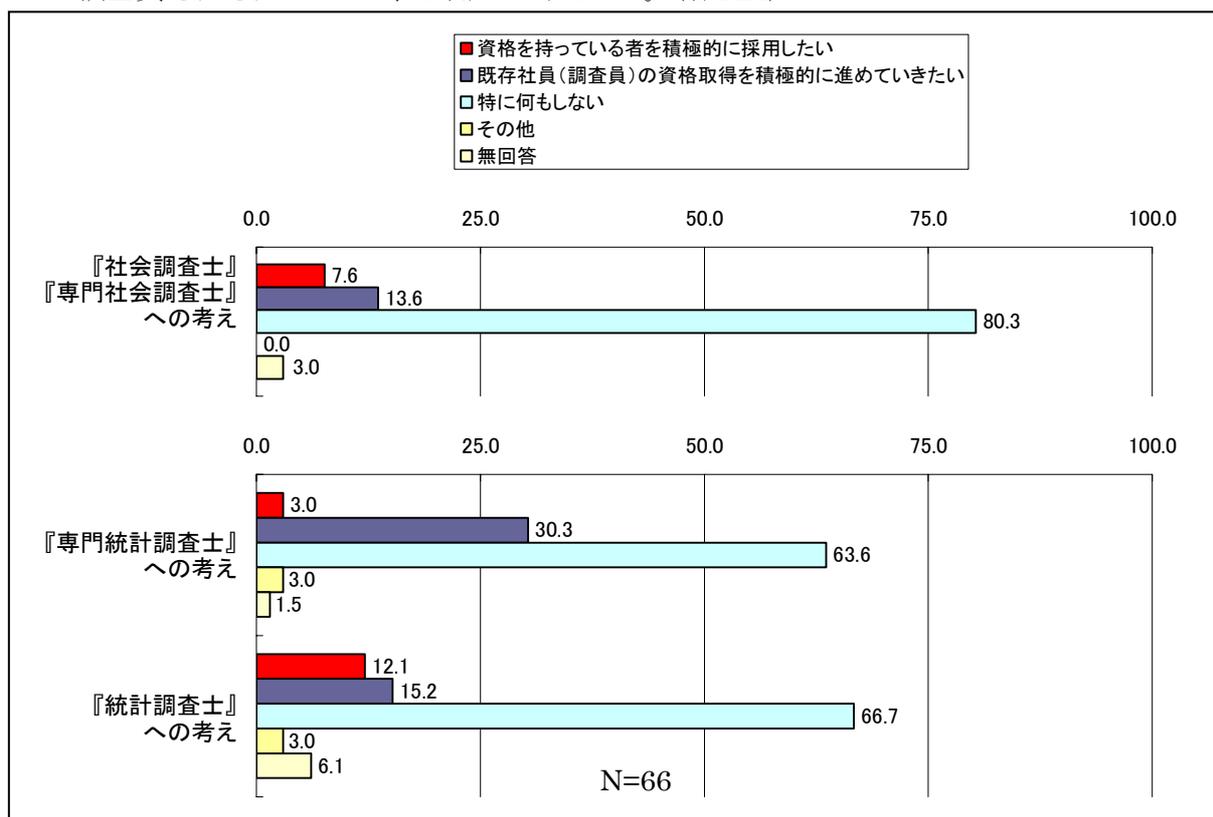
“資格保有者の採用” “既存社員の資格取得の推奨” 合わせて3割弱

問 17. 貴社では、『社会調査士』または『専門社会調査士』といった資格について、現時点でどのようにお考えでしょうか。(MA)

問 18. 現在、日本統計学会において、統計調査に関わる社員、調査員についての資格認定制度を検討しております。具体的な内容は以下の通りです。

1. 日本統計学会が資格認定に着手し、2011年から資格認証制度が始まる。
2. 『統計調査士』と『専門統計調査士』の2種類の資格があり、『統計調査士』は調査員に、『専門統計調査士』は調査機関の社員に相当する。
3. 官庁の統計調査業務の入札において、資格者の有無を評価項目に加える努力をする「方向」である。

上記のような資格認定制度が創設された場合、貴社ではどのようにお考えでしょうか。社員、調査員それぞれについて、お聞かせください。(各 MA)

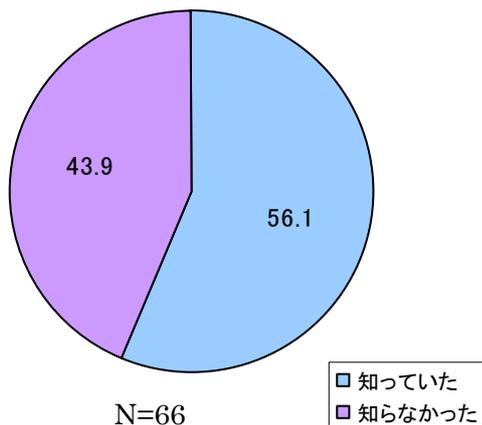


- 「社会調査士」「専門社会調査士」の資格については、“特に何もしない”が80.3%と多い。
- 一方「専門統計調査士」では、“既存社員の資格取得の推奨”が30.3%と「社会調査士」の7.6%や「専門社会調査士」の13.6%に比べ高く、また、「統計調査士」の“資格保有者の採用”や“既存調査員への資格取得の推奨”を合わせた資格取得の意向は27.3%であった。

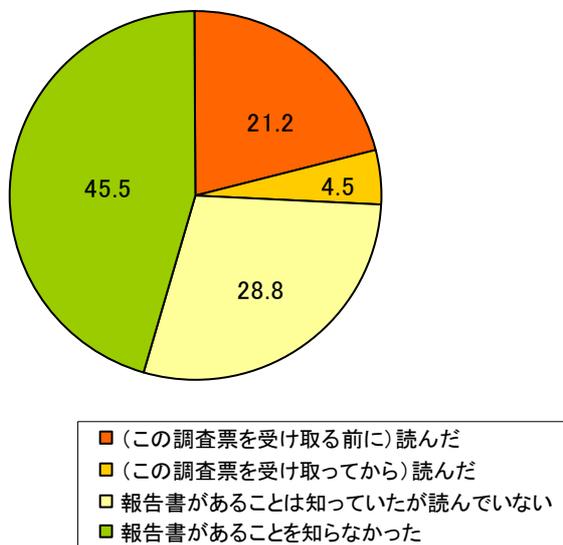
16. JMRA 公的統計基盤整備委員会の活動について

□目次タイトルの参考度・要望度(MA)

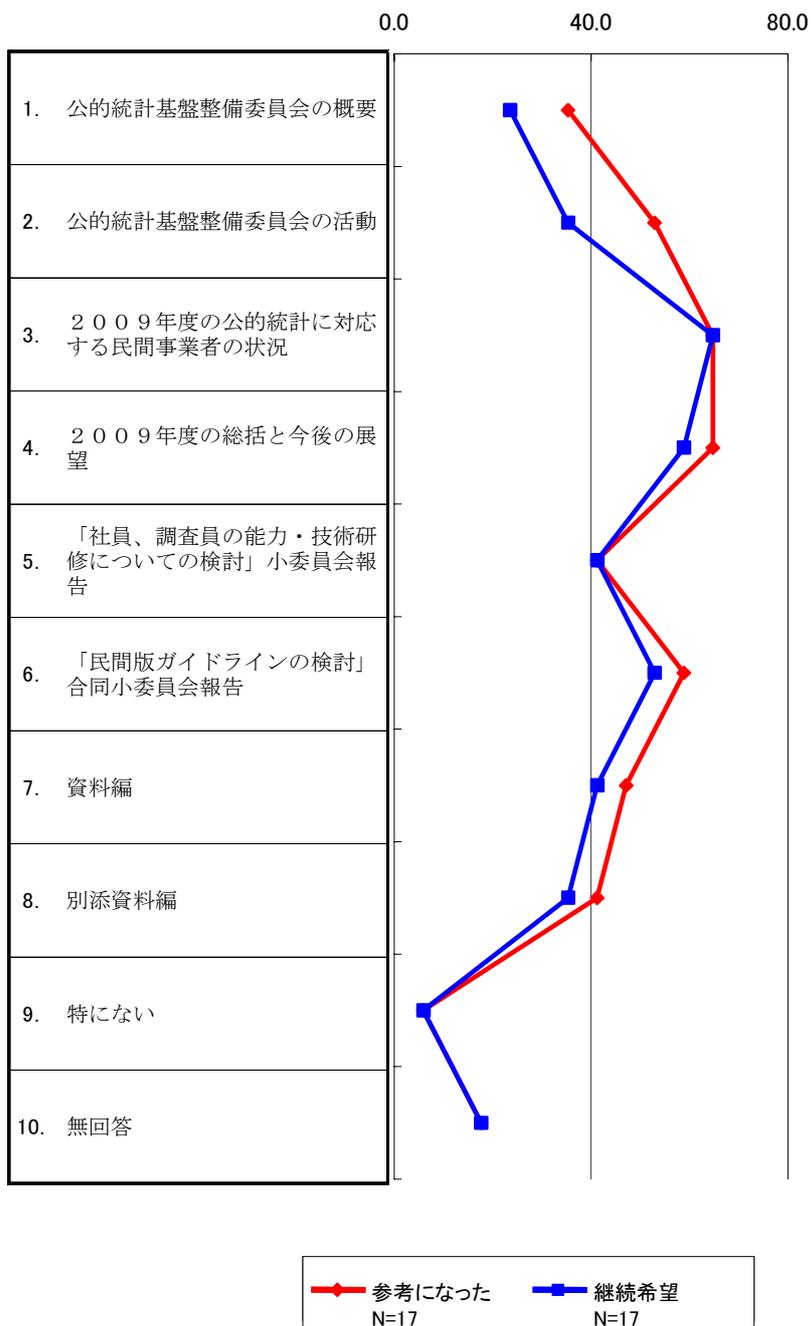
□当委員会の認知(SA)



□年次レポートの閲覧(SA)



【年次レポート閲読者ベース】



NO.		

第3回 ～民間調査機関における公的統計に関する実態調査～ 2010年11月

～ご挨拶～

日頃より当協会の活動にご理解と、ご支援をいただき誠にありがとうございます。
2008年度4月よりスタートいたしました公的統計基盤整備委員会では、開かれた、魅力ある公的統計市場の確立を目指して、2009年度は「社員、調査員の能力・技術研修検討」「民間版ガイドラインの検討」の2つの小委員会において、その検討結果を取り纏め「公的統計市場に関する年次レポート」を発刊いたしました。発行いたしました年次レポートは、学識者並びに関係府省庁・諸団体にも配布を行い、各方面より評価をいただいております。

本年度も引き続き年次レポートを発行するに当たり、調査業界の現状を把握したく正会員社の皆様方に『民間調査機関における公的統計に関する実態調査』を今年度も実施する事にいたしました。

昨年度は調査員を保有していない、公的統計との関係が希薄などご回答をいただけなかった正会員社もありましたが、調査業界全体の取り組みとしてご理解をいただき、是非ともご協力をいただきたいと思います。

上記主旨をご理解いただき、正会員社の皆様におかれましては大変ご多忙の時期とは存じますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

この調査は集計データとして利用し、業界全体の状況を把握するためのものですので、個々の正会員社の内容について公表をすることは一切ございません。また、この調査は任意のご協力の上に行われているもので、決して強制をするものでもございません。なお、データ集計の過程において専門業者へ作業を委託する際も、当協会において厳正に管理いたします。

なお、本調査に関するお問い合わせは日本マーケティング・リサーチ協会(担当者:阿部)までお問い合わせください。

また、昨年2009年度第2回の調査結果は以下協会HPに掲載されていますので、ご覧下さい。

http://www.jmra-net.or.jp/notice/detail.php?document_id=2220

●返信についてのお願い:メールにて返送下さい。

1. 返信期日:2010年11月15日(月)までに下記宛
2. 返信宛先:事務局 阿部宛 E-mail:abe@jmra-net.or.jp

特例民法法人 日本マーケティング・リサーチ協会
公的統計基盤整備委員会

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-9-9
電話 03(3256)3101 FAX 03(3256)3105
e-mail:abe@jmra-net.or.jp
担当:阿部

【JMRA公的統計基盤整備委員会についてお聞きします】

『全ての正会員社にお伺いします』

問1. JMRAでは国の統計調査業務における民間事業者の活用が検討されているのを受けて、2008年度から「公的統計基盤整備委員会」を立ち上げました。貴社はこのことをご存知でしたか。(SA)

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

問2. 貴社では公的統計基盤整備委員会で発行した報告書「公的統計市場に関する年次レポート 2009 -魅力ある公的統計市場の確立を目指して-」をお読みにになりましたか。(SA)

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1. (この調査票を受け取る前に) 読んだ | ⇒1.2に○のついた正会員社は問3へ |
| 2. (この調査票を受け取ってから) 読んだ | |
| 3. 報告書があることは知っていたが読んでいない | ⇒3.4に○のついた正会員社は問4(次頁)へ |
| 4. 報告書があることを知らなかった | |

問3. 【「公的統計市場に関する年次レポート 2009」を読んだ正会員社にお聞きします。】

次に挙げる目次タイトルの内、貴社で「1.参考になったタイトル」「2.今後も取り上げて欲しいタイトル」がありましたら、お知らせください。(各MA)

		1.参考になった タイトル	2.今後も取り上げて 欲しいタイトル
第一部	1. 公的統計基盤整備委員会の概要	1	1
	2. 公的統計基盤整備委員会の活動	2	2
	3. 2009年度の公的統計に対応する民間事業者の状況	3	3
	4. 2009年度の総括と今後の展望	4	4
第二部	5. A. 「社員、調査員の能力・技術研修についての検討」 小委員会報告	5	5
	6. B. 「民間版ガイドラインの検討」合同小委員会報告	6	6
	7. 資料編	7	7
	8. 別添資料編	8	8
	9. 特にない	9	9

【ここからは官公庁からの受注状況についてお聞きします】

『全ての正会員社にお伺いします』

★貴社は今年度(2010年度)、中央省庁、地方自治体等に対して「競争入札参加資格審査申請(業者登録)」をしていますか。業者登録の状況を『中央省庁』『地方自治体(都道府県、市町村 等)』『外郭団体・独立行政法人(大学等は除く)』ごとにお知らせください。

問4. まず「中央省庁」への業者登録の状況をお知らせください。(SA)

【中央省庁】

1. 中央省庁に業者登録している ⇒問4-SQ1へ	2. 中央省庁に業者登録していない ⇒問4-SQ2へ
---------------------------	----------------------------

問4-SQ1. 【中央省庁に業者登録している正会員社にお聞きします。】

中央省庁全省統一資格における貴社でのランクは次のどれに該当しますか。(SA)

1. Aランク	3. Cランク	5. わからない ⇒ 問4-SQ3へ
2. Bランク	4. Dランク	

問4-SQ2. 【中央省庁全省統一資格ランクを取得していない正会員社にお聞きします。】

では、中央省庁全省統一資格ランクを取得していないのはどのような理由からですか。(MA)

1. 取得方法がわからないから	4. 中央省庁からの受注は考えていないから
2. ランクがあることを知らなかったから	5. 中央省庁からの受注は収益性が良くないから
3. 手続きが面倒だから	6. その他()

問4-SQ3. 【全ての正会員社にお聞きします】

次ぎに「地方自治体(都道府県、市町村 等)」への業者登録状況をお知らせください。地方自治体へ業者登録をしている正会員社はその箇所数についてもお知らせください。(SA FA)

【地方自治体】

1. 地方自治体に業者登録している ⇒ _____ 箇所
2. 地方自治体には業者登録していない

問4-SQ4. 【全ての正会員社にお聞きします】

では、『外郭団体・独立行政法人(大学等は除く)』への業者登録状況をお知らせください。外郭団体・独立行政法人へ業者登録をしている正会員社はその箇所数についてもお知らせください。(SA FA)

【外郭団体・独立行政法人】

1. 外郭団体・独立行政法人に業者登録している ⇒ _____ 箇所
2. 外郭団体・独立行政法人には業者登録していない

【ここからは官公庁全般の受注状況についてお聞きします】

『全ての正会員社にお伺いします』

問5. 2009年度の官公庁からの受注状況を受託先別にお知らせください。(各SA)

	1.受注実績あり	2.受注実績なし
1. 中央省庁	1	2
2. 地方自治体	1	2
3. 外郭団体・独立行政法人 (但し、大学は除く)	1	2

※2009年度、全く受注実績のない正会員社は問8へ進んでください。

問6. 2009年度の官公庁からの受注状況を受託先別、業務タイプ別に本数と受注金額をお知らせください。(FA)

	1. 基幹統計、一般統計などの統計調査	2. 意識調査、世論調査、アンケート調査	3. 研究調査、計画策定業務 など
1. 中央省庁	本 万円	本 万円	本 万円
2. 地方自治体	本 万円	本 万円	本 万円
3. 外郭団体・独立行政法人 (但し、大学は除く)	本 万円	本 万円	本 万円

問7. では2009年度の官公庁の受注において、下記の調査手法における受注本数、受注金額をお知らせください。(FA)

	1. 調査員調査	2. 郵送調査	3. インターネット調査	4. その他の調査手法
1. 中央省庁	本 万円	本 万円	本 万円	本 万円
2. 地方自治体	本 万円	本 万円	本 万円	本 万円
3. 外郭団体・独立行政法人 (但し、大学は除く)	本 万円	本 万円	本 万円	本 万円

※複合的な手法を用いる場合は、主たる手法でお答えください。

問8. 貴社の昨年度(2009年度)全受注金額における「変動費(直接経費)=実査・集計・分析・その他業務のための諸支出」の割合は平均するとどのくらいですか。官公庁と民間とに分けてお知らせください。なお、官公庁からの受注実績がない正会員社は民間からの受注調査における変動比率のみお答えください。

※固定費(社員人件費等)は除きます。(各SA)

●「官公庁」からの受注調査における変動比率	●「民間」からの受注調査における変動比率
1. 80%以上	1. 80%以上
2. 70~80%未満	2. 70~80%未満
3. 60~70%未満	3. 60~70%未満
4. 50~60%未満	4. 50~60%未満
5. 50%未満	5. 50%未満
6. 受注実績なし	

【以下の質問は中央省庁からの受注状況についてお聞きします】

問9. 【問5で2009年度中央省庁からの受注実績が「ある」とお答えになった正会員社にお聞きします。
貴社の昨年度(2009年度)の中央省庁における「受注本数」を、業務タイプ別、各府省別にお知らせください。(FA)

	内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省 (資源エネルギー庁を含む)	国土交通省	環境省	その他
1. 基幹統計、一般統計などの統計調査	本	本	本	本	本	本	本	本	本
2. 意識調査、世論調査、アンケート調査	本	本	本	本	本	本	本	本	本
3. 研究調査、計画策定業務 など	本	本	本	本	本	本	本	本	本

【ここからは中央省庁の業務委託への参入意向についてお聞きします】

『全ての正会員社にお伺いします』

問10. 貴社は今後、中央省庁からの委託業務に参入していこうと考えていらっしゃいますか。各業務タイプごとに参入意向をお知らせください。(各SA)

	積極的に 参入したい	条件によっては 参入したい	あまり 参入したくない	全く 参入したくない	わからない
1. 基幹統計、一般統計などの統計調査	1	2	3	4	5
2. 意識調査、世論調査、アンケート調査	1	2	3	4	5
3. 研究調査、計画策定業務など	1	2	3	4	5

全てに3~5に○のついた正会員社は
問11に進んでください。

問10-SQ1. 【中央省庁からの委託業務に参入意向のある正会員社の方へ】
ではどの範囲の業務に参入したいと考えていますか。(MA)

1. 調査の企画・設計	6. データ入力、集計	10.その他
2. 標本設計、標本抽出	7. 回収審査(検票、不備確認))
3. 事業所・企業調査の実査	8. 分析、報告書作成	
4. 一般世帯・個人の実査	9. 委員会運営・事務局	
5. 問い合わせ対応、コールセンター		

問10-SQ2. 【中央省庁からの委託業務に参入意向のある正会員社の方へ】
それではどのような調査手法の業務に参入したいと考えていますか。(MA)

1. 訪問調査(事業所・企業)	4. 郵送調査(一般世帯・個人)	7. その他
2. 訪問調査(一般世帯・個人)	5. インターネット調査)
3. 郵送調査(事業所・企業)	6. 電話調査	

問10-SQ3. 【中央省庁からの委託業務に参入意向のある正会員社の方へ】
貴社では中央省庁からの委託業務参入に向けて、どのような対応策を考えていますか。(MA)

1. 人材(社員)の育成	6. 業務委託先の拡充	11.その他
2. 人材(社員、アルバイト)の増員	7. 現地SV(スーパー・バイザー)の充実)
3. 調査員の教育	8. 資本金の増加	
4. 調査員の確保	9. 同業他社との連携	
5. 支社、支店の拡大	10. 異業種との連携	

【ここからは貴社の『調査員』についてお聞きします】

『全ての正会員社にお伺いします』

問11. 貴社は「訪問調査、来店客調査、CLT等の各種調査に対応できる調査員」を保有していらっしゃいますか。(SA)

1. 保有している ⇒問12へ	2. 保有していない ⇒問15(次頁)へ
-----------------	----------------------

問12. 【調査員を保有していると答えた正会員社にお聞きします。】

それでは貴社で保有している調査員の内、実際に『稼働可能な調査員(専属、登録調査員を含む)』の人数を調査手法ごとにお知らせください。(手法間での重複可 FA)

訪問調査	ミステリー シヨッパー	来店客・来街者	電話調査	CLT	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人

問13. では貴社で『稼働可能な訪問調査員(専属、登録調査員を含む)』の人数をブロック別にお知らせください。(FA)

ブロック	都道府県	稼働調査員数
合計		人
北海道ブロック	北海道	人
東北ブロック	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	人
北関東ブロック	茨城 栃木 群馬	人
首都圏ブロック	埼玉 千葉 東京 神奈川	人
北陸信越ブロック	山梨 新潟 富山 石川 福井 長野	人
東海ブロック	岐阜 静岡 愛知 三重	人
近畿ブロック	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	人
中国ブロック	鳥取 島根 岡山 広島 山口	人
四国ブロック	徳島 香川 愛媛 高知	人
九州ブロック	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	人

SQ1.
訪問調査員の内、官公庁の統計調査員の
仕事をしていると思われる調査員はおおよそ
どのくらいの割合を占めますか。

おおよそ %

SQ2.
それでは、他調査会社の仕事をして
いると思われる調査員はおおよそどの
くらいの割合を占めますか。

おおよそ %

問14. 貴社で保有している調査員の内、稼働可能な調査員のプロフィールを下記の①～④の項目についてお知らせください。(FA)

①男女の割合 男性:女性 = % : %

③一人当たりの年間委託本数 本くらい

②平均年齢 おおよそ 歳

④一人当たり平均支払額(年間)おおよそ 万円

【ここからは貴社の社員および調査員の『資格』についてお聞きます】

『全ての正会員社にお伺いします』

問15. 貴社では、社員や調査員の資格認定制度について、現時点でどのようにお考えでしょうか。(各SA)

<p>●社員について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格認定制度に賛成である 2. 資格認定制度に反対である 3. どちらともいえない 4. 条件による (具体的に: _____) 	<p>●調査員について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格認定制度に賛成である 2. 資格認定制度に反対である 3. どちらともいえない 4. 条件による (具体的に: _____)
---	--

問16. 貴社では、『社会調査士』または『専門社会調査士』の資格を持っている社員の方がいらっしゃいますか。(SA)

1. いる	2. いない	⇒問17へ
-------	--------	-------

問16-SQ. 【『社会調査士』または『専門社会調査士』の資格を持っている社員が「いる」とお答えになった正会員社にお聞きます。】

貴社では、『社会調査士』または『専門社会調査士』の資格を持っている社員がそれぞれ何名いらっしゃいますか。(FA)

社会調査士	専門社会調査士
名	名

問17. 貴社では、『社会調査士』や『専門社会調査士』といった資格について、現時点でどのようにお考えでしょうか。(MA)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 資格を持っている者を積極的に採用したい 2. 既存社員の資格取得を積極的に進めていきたい 3. 特に何もしない 4. その他(具体的にお知らせください _____)
--

問18. 現在、日本統計学会において、統計調査に関わる社員、調査員についての資格認定制度を検討しております。具体的な内容は以下の通りです。

1. 日本統計学会が資格認定に着手し、2011年から資格認証制度が始まる
 2. 『統計調査士』と『専門統計調査士』の2種類の資格があり、『統計調査士』は調査員に、『専門統計調査士』は調査機関の社員に相当
 3. 官庁の統計調査業務の入札において、資格者の有無を評価項目に加える努力をする「方向」である
- 上記のような資格認定制度が創設された場合、貴社ではどのようにお考えでしょうか。社員、調査員それぞれについて、お聞かせください。(各SA)

<p>●社員(専門統計調査士)について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格を持っている者を積極的に採用したい 2. 既存社員の資格取得を積極的に進めていきたい 3. 特に何もしない 4. その他 (具体的に: _____) 	<p>●調査員(統計調査士)について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格を持っている者を積極的に採用したい 2. 調査員の資格取得を積極的に進めていきたい 3. 特に何もしない 4. その他 (具体的に: _____)
--	--

最後に貴社のプロフィールについてお知らせください。

『全ての正会員社にお伺いします』

F1. 昨年度(2009年度)の売上高をお知らせください。(SA)

1. 1億円未満	4. 3億円台	7. 11～20億円台
2. 1億円台	5. 4～5億円台	8. 21億円以上
3. 2億円台	6. 6～10億円台	

F2. 総従業員数(常勤役員を含む社員:年金、健康保険を会社負担している)をお知らせください。(SA)

1. 10人以下	4. 31～50人以下	7. 201人以上
2. 11～20人以下	5. 51～100人以下	
3. 21～30人以下	6. 101～200人以下	

(会員NO 20)

貴社名	ご記入者	ご連絡先
		電話番号またはe-mail

※後日ヒアリングをさせていただく事があるかと思いますが、その際にご協力のほどよろしくお願いたします。
結果は後日、JMRAのHPIにて報告いたします。

ご多忙のところご協力ありがとうございました。

— 禁 無 断 転 載 —

「公的統計市場に関する年次レポート 2010」

— 魅力ある公的統計市場の確立を目指して —

2011年5月26日発行

発行所: 一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会
公的統計基盤整備委員会

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-9 石川ビル 2F

電話(03)3256-3101

FAX(03)3256-3105

<http://www.jmra-net.or.jp>

©Copyright, 2011: JMRA, ALL Rights Reserved